【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月26日
【事業年度】	第22期(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)
【会社名】	株式会社エータイ
【英訳名】	A－tie　Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　樺山　玄基
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目21番地
【電話番号】	03－6328－3526(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　田中　佑治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目21番地
【電話番号】	03－6328－3526(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　田中　佑治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	(千円)	1,782,635	1,928,589	2,376,316	2,929,212	3,440,171
経常利益	(千円)	412,547	407,276	507,517	705,777	921,639
当期純利益	(千円)	276,024	275,870	297,366	457,358	574,893
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	20,000	20,000	20,000	164,092	165,598
発行済株式総数	(株)	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,231,000	4,246,500
純資産額	(千円)	1,963,271	2,239,141	2,536,508	3,162,052	3,430,817
総資産額	(千円)	2,465,184	2,657,418	3,272,318	3,881,011	4,213,100
１株当たり純資産額	(円)	490.82	559.79	634.13	747.35	807.92
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	30 (―)	46 (―)	67 (27)
１株当たり当期純利益	(円)	69.01	68.97	74.34	113.22	135.60
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	110.61	133.73
自己資本比率	(%)	79.6	84.3	77.5	81.5	81.4
自己資本利益率	(%)	15.1	13.1	12.5	16.1	17.4
株価収益率	(倍)	―	―	―	29.55	18.54
配当性向	(%)	―	―	40.4	40.6	49.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	312,923	961,654	762,423	1,253,646
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	△503,704	△531,259	△824,079	△1,234,661
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	△10,994	△11,973	145,260	△308,925
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	―	1,552,534	1,970,955	2,054,560	1,764,619
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	48 (53)	52 (60)	58 (67)	55 (78)	55 (90)
株主総利回り (比較指標：東証グロース市場250指数（配当込み）)	(%) (%)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	78.5 (104.7)
最高株価	(円)	―	―	―	3,480	3,975
最低株価	(円)	―	―	―	2,324	1,936

(注) １．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
３．第18期から第20期までの潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったことから、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
４．第21期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、当社株式が、2025年６月26日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から2025年８月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
５．第18期から第20期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
６．第18期及び第19期の１株当たり配当額及び配当性向は、配当を実施していないため記載しておりません。
７．第18期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
８．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む)は、年間の平均人員を(　)外数で記載しております。
９．第19期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、和泉監査法人の監査を受けております。なお、第18期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく和泉監査法人の監査を受けておりません。
10．2025年６月26日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第18期から第21期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第22期の株主総利回り及び比較指標については、第21期末を基準として算定しております。
11．最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、2025年６月26日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
2004年10月	浄水処理場の汚泥処理プラントの委託・販売、プラント建設工事の機械器具の販売を目的として、株式会社日本クレーベストを東京都新宿区に設立
2007年11月	永代供養墓事業に参入し、永代供養墓の建立、募集代行業務を開始
2009年３月	プラント事業から撤退し、永代供養墓募集代行業務に特化
2013年１月	埼玉県(さいたま市岩槻区)での樹木葬の取り扱いを開始
2016年３月	東京都(豊島区)での冥福五輪塔の取り扱いを開始
2017年８月	株式会社永代供養墓普及会※１(株式会社TERAビズへ社名変更)、株式会社永代供養墓友の会※２(株式会社ブリスへ社名変更)の株式の譲渡を受け、両社を100%子会社化
2018年10月	本社を東京都千代田区神田錦町に移転 社名を株式会社エータイへ変更
2019年８月	株式会社TERAビズ(旧社名株式会社永代供養墓普及会)、株式会社ブリス(旧社名株式会社永代供養墓友の会)を吸収合併
2020年９月	関東(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、群馬県、茨城県)を中心とし、開苑寺院数50寺院を達成
2022年11月	佐賀県(唐津市)での永代供養墓募集代行業務を開始
2023年１月	静岡県(静岡市葵区)での永代供養墓募集代行業務を開始
2023年３月	福岡県(行橋市)での永代供養墓募集代行業務を開始
2023年９月	愛知県(名古屋市天白区)での永代供養墓募集代行業務を開始
2025年５月	大阪府(八尾市)での永代供養墓募集代行業務を開始
2025年６月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2025年７月	熊本県(熊本市)での永代供養墓募集代行業務を開始
2025年９月	企業ブランドの再構築を実施し、ロゴおよびwebサイトを刷新
2026年４月	開苑寺院数が100寺院に到達
2026年８月	株主優待制度を導入
2026年10月	上場後初めてとなる中期経営計画「A-tie Plan 2029」を発表

※１　株式会社永代供養墓普及会は永代供養墓の販売代行及び広告の制作/代理業務を主たる事業とした会社であり、当時の当社代表取締役が代表を務めていた企業であります。

※２　株式会社永代供養墓友の会は葬祭業務請負を主たる事業とした会社であり、当時の当社代表取締役が代表を務めていた企業であります。

3 【事業の内容】

当社は、「人と人のこころのつながりをサポートし、社会のこころを豊かにする」という企業理念のもと、「ポジティブな超高齢社会を創造する」をビジョンとし、その達成に向けて「みんなの未来を安心とワクワクで満たすサービスを提供する」をミッションに掲げ、寺院が提供する新たなお墓の形である永代供養墓を中心とした寺院コンサルティング事業を行っております。

(永代供養墓とは)

永代供養墓とは、墓地の利用者に後継者がいなくても寺院が永代に渡り供養・管理を行う墓地であります。従来の伝統的な墓地の場合は墓地の利用者による管理およびその費用負担、墓地の承継者を必要とするのに対し、永代供養墓はこれらが不要であることが一般的です。

(社会的課題の解消)

① 墓地の利用者が抱える課題の解消

従来の伝統的な墓地の場合は、その利用者が墓地の承継者を定め、墓地を継続的に管理することが一般的に必要です。しかしながら、少子高齢化の進展や世帯の小規模化に伴って、そもそも墓地を承継する親族がいない、あるいは遠方に居住していて承継が難しいといったケースがとても多くなっております。また、時代の流れとともに寺院との関わりや供養に関する価値観が変化するとともに、人々の生活様式も変わっていく中で、墓地の維持管理や費用支払いを負担に感じる傾向も顕著になってきております。

当社では、墓地利用者にとって「始めやすく、選びやすく、維持しやすい」永代供養墓を提供することによって、こういった利用者が抱える課題を解消します。

② 寺院が抱える課題の解消

寺院においては近年、上述した墓地利用者が抱える課題を起点として、檀家離れや墓地の利用を取りやめる「墓じまい」が増加する一方、新規の利用希望者は減少傾向にあり、収入源であるお布施や墓地の管理料が減少しています。斯様な寺院が新たな収益源を確保すべく永代供養墓事業を始めようとしても、事業資金を確保できない、あるいは墓地の販売に不安を感じるなど、宗教活動を本業とする寺院としてはなかなか踏みだせないハードルがあります。

当社では、寺院にとって「始めやすく、選びやすく、維持しやすい」永代供養墓を提供することによって、このような寺院が抱える課題を解消します。

③ その他の課題解決に向けた今後の取組み

当社はこれまで、寺院とのリレーションを構築することで寺院コンサルティング事業における永代供養墓募集代行業務を展開し、墓地利用者と寺院の課題解決に取り組んできました。そこで培ってきた寺院との関係を基本としながら、今後は寺院とともに成長することを通じて、ミッションに掲げる「安心とワクワクで満たすサービスの提供」を実現し、ビジョンに示す「ポジティブな超高齢社会の創造」を目指していきます。

具体的には、「安心」として祭祀承継者の要らない永代供養墓の社会的浸透を図ることで「お墓といえばエータイ」の認知獲得を目指します。「ワクワク」では寺院への人流回帰を促すサービスを提供し、寺院を「地域創生プラットフォーム」へと導くお手伝いをしてまいります。その過程において、現代社会における最大の社会課題の一つでもある「独居老人＝おひとり様シニア」問題への対応に着手し、寺院や行政、その他の事業会社とも協力しながら「おひとり様から墓場まで」一気通貫でサポートする体制を整えていきます。これらによって、「ポジティブな超高齢社会の創造」に可能な限り近づいていきたいと考えております。

2026年10月に長期ビジョン「A-tie Vision 2035」と、その達成に向けた第1フェーズとしての中期経営計画「A-tie Plan 2029」を策定し、公表しております。その中では、これまでの主軸であった永代供養墓募集代行業務を着実に成長させるとともに、2035年ごろの「エータイのありたい姿」の実現に向けて、周辺事業に着手する一方で経営基盤の強化を図るといった「基盤固め」のための施策を多数盛り込んでおります。今後は同計画に沿って事業を推進してまいります。

(1) 永代供養墓募集代行業務

当社の主軸である寺院コンサルティング事業における永代供養墓募集代行業務とは、個別寺院と永代供養墓募集代行契約を締結したうえで、永代供養墓に関連する「供養以外」の業務を当社の費用負担で提供する内容となっています。収入としては、永代供養墓利用者が成約時に支払う金額から、寺院に配分する志納料を差し引いた残額を募集代行手数料として収受しております。寺院は永代供養などの宗教活動の対価として、また当社は建立費や広告宣伝費、人件費等の業務に要する費用の対価として収受しております。当社では、多岐に亙る商品ラインナップを整えて様々な利用者ニーズに対応する一方で、特定のエリアに集中して寺院を開苑するドミナント戦略を展開し、オンライン／オフライン広告の組合せによる効果的な集客を重ねることで、高い収益性と効率的な費用支出の実現を目指しています。

① 当社が受託する永代供養墓の募集代行業務

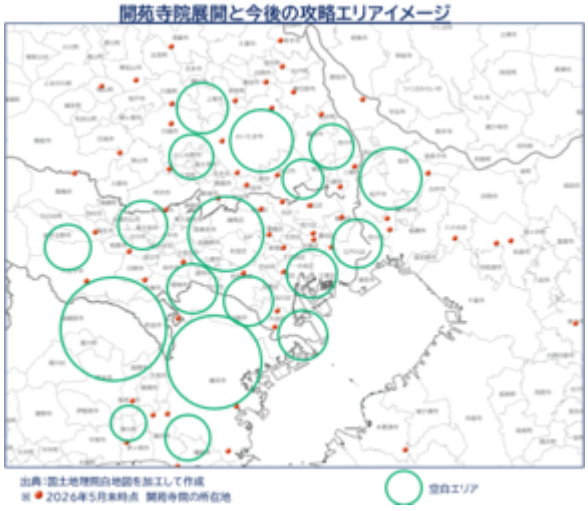
当社が寺院より受託する業務は、永代供養墓の企画提案から始まって、その設計・工事・建立、ならびに永代供養墓利用者の募集のための広告宣伝活動、利用希望者の現地案内や成約時の事務手続、あるいは納骨作業など多岐に亙ります。これらの業務を募集代行契約に基づいて寺院から受託する代わりに、当社は提供する永代供養墓を独占的に募集代行する権利を取得します。したがって、寺院にとっては煩わしい業務に手を取られることなく、本来の供養に専念しつつ永代供養墓の運営を行うことができます。

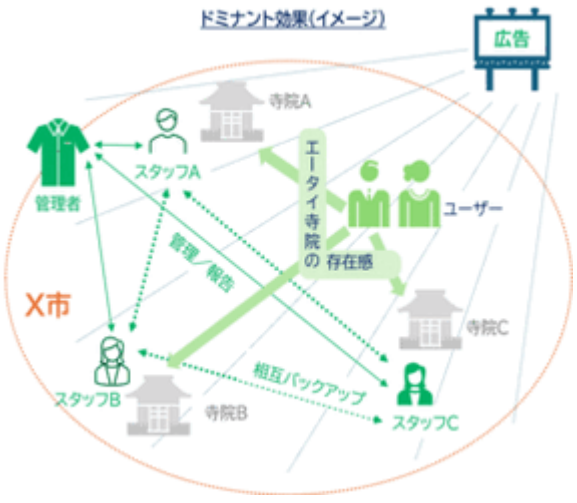
② 当社が関連する費用を全て負担

受託した業務を運営するために要する費用は全て当社が負担します。広告宣伝に関する費用や現地での案内・事務手続きを行う現地スタッフの人件費などはもとより、永代供養墓の建立にかかる費用も全て当社が負担します。なお、墓地の運営は寺院などの限られた運営体にしか認められていませんので、当社が費用負担して建立した永代供養墓は、設置後に寺院へ寄付する形になります。当社としては建立に要した費用を長期前払費用として資産計上し、効果の及ぶ期間にわたって償却費として費用認識いたします。したがって、寺院にとっては一切の費用を負担することなく、供養に専念しつつ永代供養墓を始めることが可能です。

③ 当社が展開するドミナント戦略

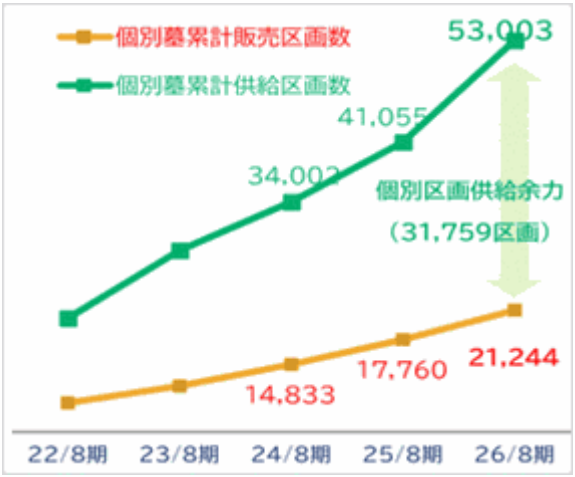
ドミナント戦略とは、特定のエリアにおいて集中的に複数の寺院を開苑し、同エリア内での当社の永代供養墓に対する認知を高める一方で、広告宣伝や人員配置面での効率性を追求し、高い利益率の確保を狙う戦略です。ただし、当社が投下する費用は決して少額ではありませんので、投資回収のためには人口が多く、大きな墳墓需要が予想されるエリアで、かつ永代供養墓の販売が期待できる寺院と提携することが前提となります。当社では、これまでに100寺院以上と提携し、永代供養墓を販売してきた実績がありますので、それらをAIに学習させることで、提携を目指す個別寺院における売上高の予測精度の向上に取組んでおります。このAI予測と最新の人口動態分析を組み合わせて、どのエリアのどの寺院と提携すべきかを導き出し、よりドミナント効果の期待できる寺院展開を目指しております。したがって、当社が展開しているエリアに居住する墓地利用者にとっては、近隣での選択肢が広がるメリットがあります。

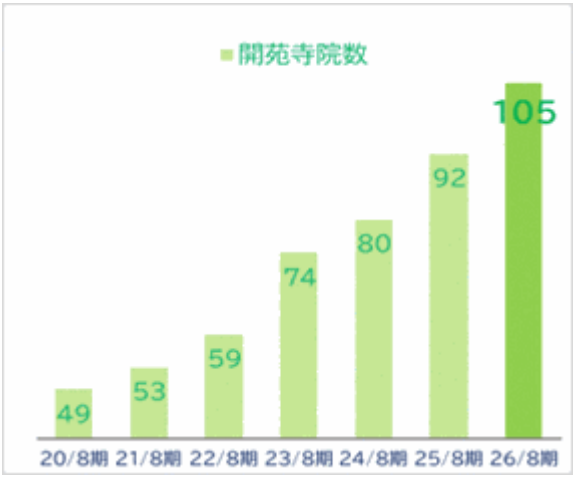




④　安定的な在庫供給と永代供養墓利用者獲得

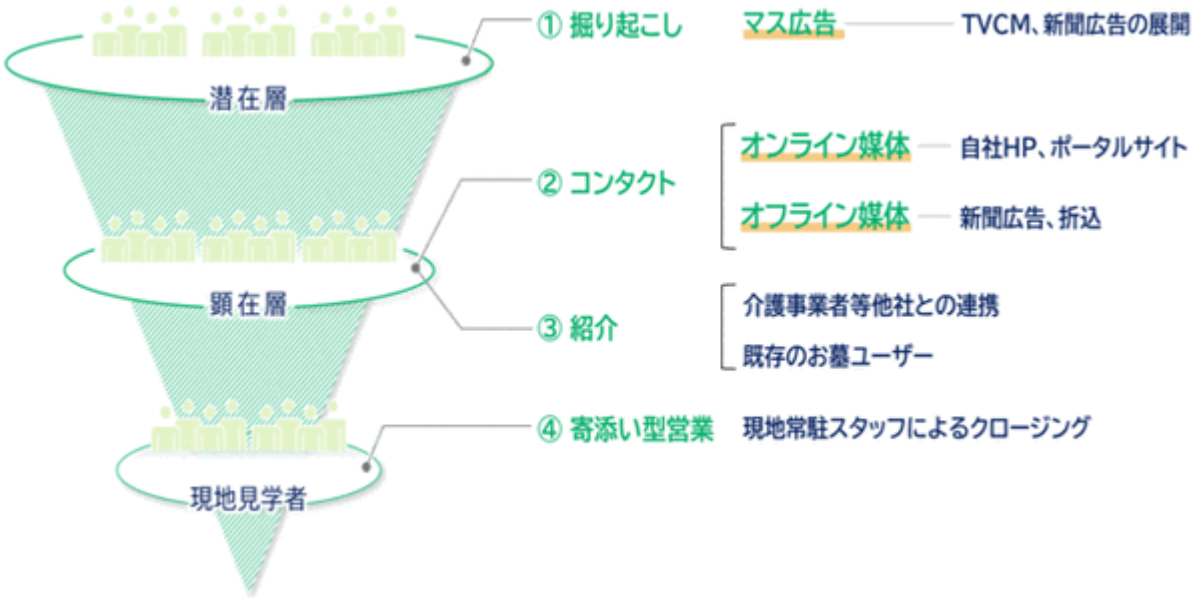
永代供養墓の需要は突発的に増えたり減ったりするものではなく、周辺地域の年齢別人口構成等によって、毎年一定数が発生します。そのうえで、ドミナント効果によって当社の永代供養墓の認知が高まると、利用者は増加する傾向があります。このため、ドミナント戦略に基づいて新規開苑を進めていくと、需要の増加が加速していきます。そういった状況のもとで当社にとって重要なのは、販売する永代供養墓を切らさないこと、需要にはしっかりと応えられる供給余力を確保することとなります。したがって、当社が展開するエリアに居住する墓地利用者にとっては、いつでも必要な時に希望する寺院において、ニーズを満たす永代供養墓を購入できるというメリットがあります。ちなみに、2026年８月末時点では、開苑寺院数は105寺院、その中で個別墓の累計供給区画数は53,003区画、累計販売区画数は21,244区画、将来に向けた供給余力は31,759区画となっております。





なお、ドミナント戦略の成否を左右する集客や販売については、広告宣伝や現地スタッフの巧拙がポイントとなります。広告宣伝については、永代供養墓需要の「潜在層」に対して、マス広告を通じて当社に対する認知獲得を行っています。一方で、需要が明確となっている「顕在層」については、自社ＨＰや他社のポータルサイトなどのオンライン媒体と折込チラシや新聞広告等のオフライン媒体を組み合わせて、当社の個別寺院への誘導を図っています。寺院ごと媒体ごとの反応状況を継続的に評価しながら、媒体間での費用配分を機動的に行って最大効率・最大効果を狙っています。ちなみに、最近は既存の利用者からの紹介による成約が増加傾向にあります。知人からのアドバイスは購買行動の背中を押す効果が大きく、広告宣伝によるよりも効率的な成約獲得となっています。

そういった様々なルートで集客された利用者には、必ず実際の寺院を見学したうえで購入の意思決定をしていただいています。その際に機能するのが寺院に常駐する現地スタッフです。寺院や永代供養墓の説明はもちろん、見学者の終活に纏わる相談事などにも応じる「寄添い型営業」を徹底していて、成約に至る切り札となっています。



⑤　寺院コンサルティングに関する当社の知見・強み

当社は、伝統ある寺院界の特性についての理解を深めたうえで、これまでに蓄積してきた実績と法令対応のノウハウを活かして、寺院コンサルティング事業を通じて寺院経営を支援しています。

寺院界は、一般的な企業とは異なる歴史や伝統、文化を有し、またそれらを重んじていることから、寺院と協働して事業を展開する際にはそういった価値観を理解し、尊重した対応が求められます。また、宗教法人としての寺院には法人役員や檀家役員会など、複数の関係者による全会一致の意思決定プロセスが存在しており、外部、特に当社をはじめとした営利目的企業との契約締結においては、相当に慎重な検討・判断が行われます。

一方で、墓地を運営するためには、法令や条例を正しく理解したうえで、地域や行政ごとに画一的ではないその解釈や判断にも適切に対応する必要があります。加えて、地域や行政においては宗教法人や墓地に関する知見が十分でないといった事情もあることから、事業者側の専門的な知識と経験を活かして地域や行政と緊密に連携することも不可欠です。

当社は、これまで20年近くに亘って100寺院を超える提携寺院において永代供養墓の運営を行ってきています。この経験を通じて培ってきた知見やノウハウは一朝一夕に得られるものではなく、それが当社の強みとなっています。寺院としてはこれらの知見・ノウハウを利用することで、寺院単独ではなし得ない様々な付加価値を生み出すことができるようになります。

(当社が企画提案する永代供養墓の特徴)

当社の永代供養墓は、墓地の利用者による管理及びその費用負担、墓地の承継者が不要であることに加えて、利用者の過去の宗旨宗派は問いません。また、商品ラインナップも、永代供養墓だけでなく樹木葬や納骨堂など、デザイン性に富んだ様々な種類を用意しており、利用者の多様なニーズにも対応可能なものとなっています。

①　過去の宗旨宗派を問わない永代供養サービス

利用者が永代供養墓の使用許可を申込む際に、過去においていずれの宗旨宗派であったかは問われません。

②　明瞭な価格設定

永代供養墓の種類ごとに、埋葬数に合わせた明瞭な価格設定となっております。

③　入檀料や年間管理費が不要

一般的な檀家制度で必要とされる入檀料や年間管理費などの支払いは不要です。利用者は、永代供養墓の使用許可申込の際に一時金を支払うことで、その後は管理費などを支払う必要はありません。

④　法事法要が強制されない

永代供養墓の使用許可後は、許可を受けた寺院にて永代供養、法要儀式等を行っていただきますが、利用者が希望しない法事法要は強制されません。

⑤　供養対象者の追加登録が可能

一般的な永代供養墓は、使用許可申込時に供養対象となる人数が定められておりますが、当社の永代供養墓は任意の登録制を導入しており、追加登録料を支払うことによって供養対象者を増やすことも可能です。

(当社が企画提案する永代供養墓の種類)

当社では、デザイン性が高く高品質な永代供養墓を各種企画して、建立しています。

① 合祀墓

粉砕したご遺骨を共同で埋葬する葬送方法で、成約単価は当社の永代供養墓の中では最も低廉なものとなります。

② 個別墓(マンションタイプ)

マンションタイプの個室に納骨する葬送方法で、各個室に個人を称する文字を記した「墓誌(ぼし)」が設置されます。個別安置でありながら集合型の永代供養墓であるため、一般的な墓地と比べると低廉な成約単価となっております。

③ 個別墓(戸建てタイプ)

戸建てタイプの個室に納骨する葬送方法で、一般的な墓地のように独立した高級感のあるデザインとなっており、当社では一般墓地に代わる新しいお墓として位置付けています。成約単価は一般墓地よりは低廉ながら、高級志向の利用者向けに個別墓(マンションタイプ)対比では高価な設定となっております。

④ 樹木葬

樹木や緑地スペースにご遺骨を埋葬する葬送方法で、埋葬スペースに個人を称する文字を記した墓誌が設置されます。成約単価は、石材の利用が少ないことから合祀墓に次ぐ安価な設定となっております。

(永代供養墓の種類イメージ)

① 合祀墓



② 個別墓(マンションタイプ)



③ 個別墓(戸建てタイプ)



④ 樹木葬



(2) その他の業務

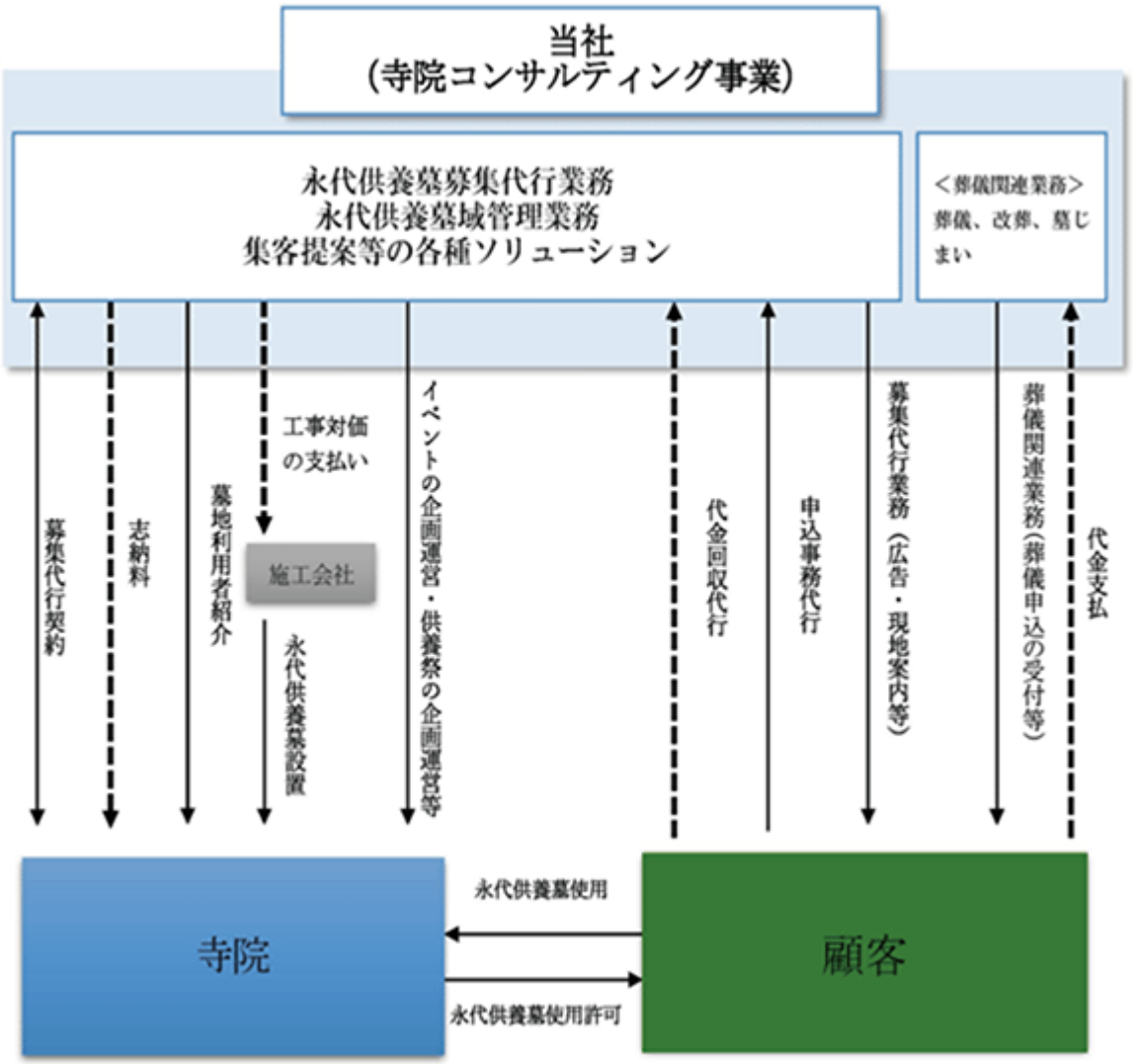
永代供養墓の管理代行業務として、当社では墓域における日常的な清掃、定期的な植栽の剪定、永代供養墓の高圧洗浄およびメンテナンスなどを行っております。これらに要する費用はすべて当社が負担しております。

また、寺院への人流回帰の観点から、寺院でのイベント開催の企画・運営や、永代供養墓利用者の供養祭の企画・運営なども行っております。

加えて、葬儀関連業務として、当社の永代供養墓の申込者や提携寺院の檀家の方々を対象に、葬儀の申込受付や施行の取次、葬儀会館の斡旋ならびに葬儀付帯業務の提供などを行っております。また、回忌供養の取次といった葬儀後のアフターフォローや、既存のお墓の撤去・処分(墓じまい)および永代供養墓への移動(改葬)などのサービスも行っております。

なお、当社の事業は、現状、上記(1)永代供養墓募集代行業務、ならびに(2)その他の業務(永代供養墓域の管理代行業務、寺院への各種ソリューション提供業務、葬儀関連業務)からなる「寺院コンサルティング事業」の単一セグメントです。そのため、セグメント情報の記載がないことから、以上のとおり業務別での記載としております。

［事業系統図］



※　実線：モノの流れ
　　点線：金銭の流れ

中期経営計画「A-tie Plan 2029」で示した周辺事業については、まずは「寺院のお困りごと」対応から着手して今後その具体化を図り、順次事業化を進めてまいります。事業として一定規模まで成長した場合には、事業セグメントも含めて見直すことといたします。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

① 企業理念

「人と人のこころのつながりをサポートし、社会のこころを豊かにする」という企業理念のもと、地域の人々を結び、人々の人生を豊かにするさまざまな活動を企画提案・実行します。故人やご先祖を想い、手を合わせるという行為の中に、人と人とのこころのつながりがあり、人を想うあたたかな気持ちがあります。そうした人が人を想うこころのつながりとして、葬送文化の伝承をサポートするとともに、社会から取り残されがちな人たちを支援し、人々の人生、ひいては社会のこころを豊かにします。

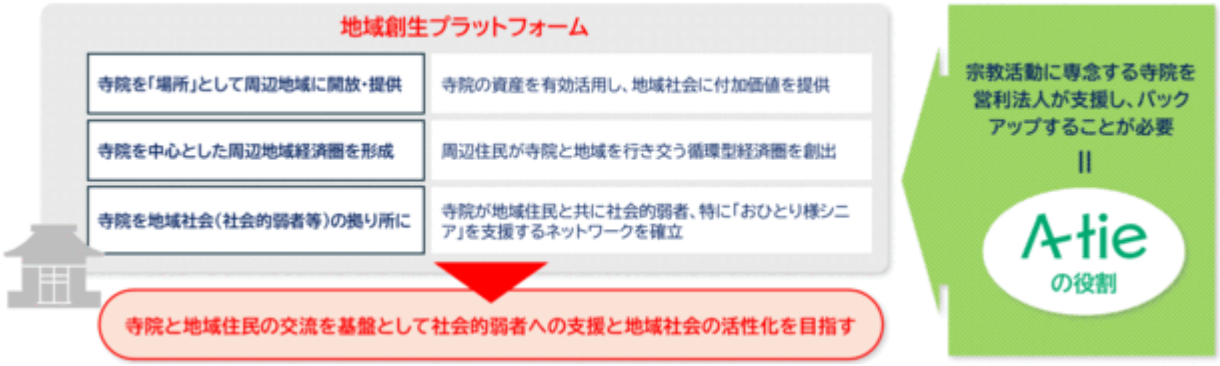
② ビジョン

「ポジティブな超高齢社会を創造する」というビジョンのもと、今後訪れると想定される超高齢社会をポジティブなものとするための活動を行います。寺院コンサルティング事業における永代供養墓募集代行業務においては、当社の永代供養墓が時代のニーズに合致していることを踏まえ、多くの寺院や墓地の利用者に当社の永代供養墓を提供します。また、将来的な供養のあり方を想像して、葬送や参拝、供養などの新しいスタイルを積極的に提案します。加えて、寺院を取り巻く周辺事業として、人流回帰を促すことで寺院を地域住民が集い拠り所とする「地域創生プラットフォーム」へと再活性化を図ってまいります。そのうえで、周辺地域を巻き込んだ循環型経済圏を創出するとともに、地域の高齢者支援の枠組みを構築することを通じて、ポジティブな超高齢社会の創造を目指します。

③ ミッション

「みんなの未来を安心とワクワクで満たすサービスを提供する」というミッションのもと、人々の未来需要を積極的に読み取り、当社の提供するサービスにより、人々の未来を安心とワクワクで満たすことで、ポジティブな超高齢社会の創造に貢献いたします。

「安心」としては祭祀承継者の要らない永代供養墓の社会的浸透を図ることで「お墓といえばエータイ」の認知獲得を目指します。「ワクワク」では寺院への人流回帰を促すサービスを提供し、寺院を「地域創生プラットフォーム」へと導いていきます。その過程において、大きな社会課題である「おひとり様シニア」問題への対応に着手し、寺院や行政、その他の事業会社とも協力しながら「おひとり様から墓場まで」一気通貫でサポートする体制を整えます。これらによって、「ポジティブな超高齢社会の創造」に可能な限り近づけてまいります。

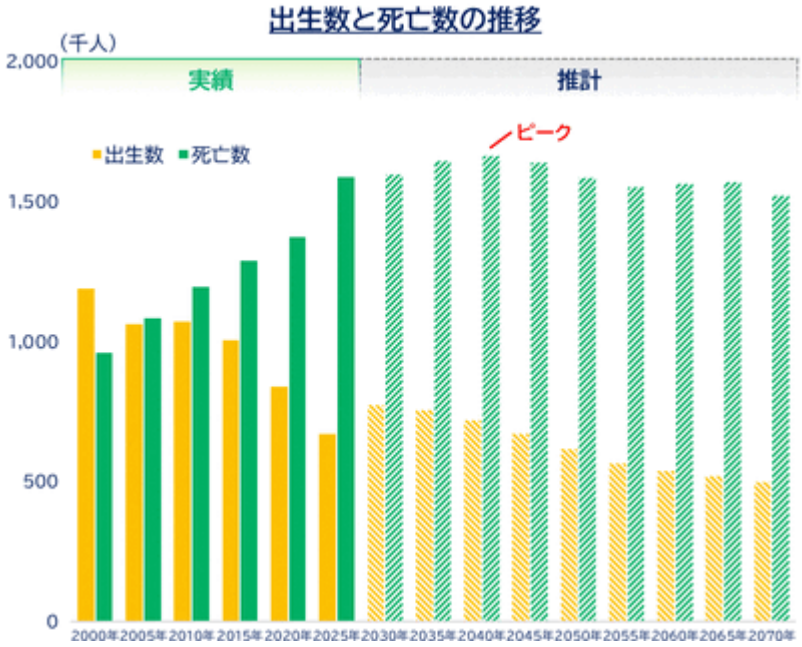


(2) 経営環境

(人口動態と墳墓需要の変化)

国内の年間死亡数は2025年において1,589千人で、今後も増加を続け、ピーク時の2040年には1,665千人に達すると推計されております。一方で、国内の年間出生数は減少傾向が続いており、2025年に671千人と傾向に歯止めがかかっておりません。

少子高齢化の進展や世帯の小規模化に伴って、そもそも墓地を承継する親族がいない、あるいは遠方に居住していて承継が難しいといったケースがとても多くなっております。また、時代の流れとともに寺院との関わりや供養に関する価値観が変化するとともに、人々の生活様式も変わっていく中で、墓地の維持管理や費用支払いを負担に感じる傾向も顕著になってきております。そのため、墓地の管理承継者がいない場合だけでなく、子供たちに将来の負担を負わせたくないといった中高年層を中心に、生前に永代供養墓を購入するケースが増加しております。



※実績値

「政府統計の総合窓口(e-Stat)」－統計データを探す－統計名「人口動態調査　人口動態統計　確定数　出生」
「人口動態調査　人口動態統計　確定数　死亡」
厚生労働省－「統計情報・白書」－令和7年(2025)人口動態統計の概況

※推計値

「国立社会保障・人口問題研究所-日本の将来推計人口(令和５年推計)-出生中位(死亡中位)推計(令和５年推計)」

こういった動きは、墓の引越しである「改葬」にも顕著に表れています。改葬件数は、2025年度において191千件を数え、1997年度の69千件と比較して2.7倍以上に増加しました(※１)。これは、一つには遠方にある先祖代々の墓地を管理することが困難なため、子供や孫が自身の居住する近隣へと引越しさせようとするもの、もう一つは承継者がいない、あるいは子供たちに将来の負担を負わせたくないと考える人たちが、永代供養墓の利用へと切り替えるもの、まさにこの両面から増加しているものと考えられています。

※１　厚生労働省「衛生行政報告例」から引用

一方で、年間死亡数が増加しつつ年間出生数が減少していくということは、お骨は増えていくのに、それを供養する承継者は減っていくということに他なりません。この結果、承継がなされずに無縁墳墓化するケースは非常に多くなっています。2022年３月から2023年９月にかけて行われた総務省の調査によれば、公営墓地や納骨堂を有する全国765市町村のうち、死亡者の縁故者がいない無縁墳墓等が存在する市町村数は58.2%を占め、そのうち無縁墳墓等の焼骨の移管・墓石撤去の着手にまで至った市町村はわずか6.1%しかないのが現状です(※２)。従来の一般的な墓地が、維持・管理されないまま放置される実態が浮かび上がってきます。

※２　総務省報道資料「墓地行政に関する調査-公営墓地における無縁墳墓を中心として」から引用

(市場規模の推計)

年間死亡数が増加していくことに伴って、墓市場全体の規模は拡大が見込まれていますが、その中でも永代供養墓市場は更に大きな成長が見込まれています。墓市場全体は、金額ベースで2017年には2,788億円ほどの規模でしたが、2030年に2,864億円まで拡大すると推計されており、2.7%(年平均成長率+0.2%)の増加が見込まれています。一方で、永代供養墓市場に限ってみると、2017年の348億円から2030年は777億円と、実に2.2倍(年平均成長率+6.4%)ほどに拡大する予想となっています。



当社が依頼した株式会社矢野経済研究所「永代供養墓市場に関する調査」よりデータ抜粋

※　市場規模推定における前提・仮定(件数ベース)
- 墓の購入者の出現率に影響を与えうる因子を「人口・世帯数」と「死亡者数の増減」と規定
- このうち、将来的な死亡者数の増減率は、あらゆる種類の墓の購入者の出現率に等しく影響を与えるものと仮定
- 一般墓の購入者の出現率は、過去５年間と同様のペースで今後も微減傾向が継続するものと仮定
- 納骨堂及び樹木葬の購入者の出現率は５年ごとに一定の割合で鈍化していくものと仮定

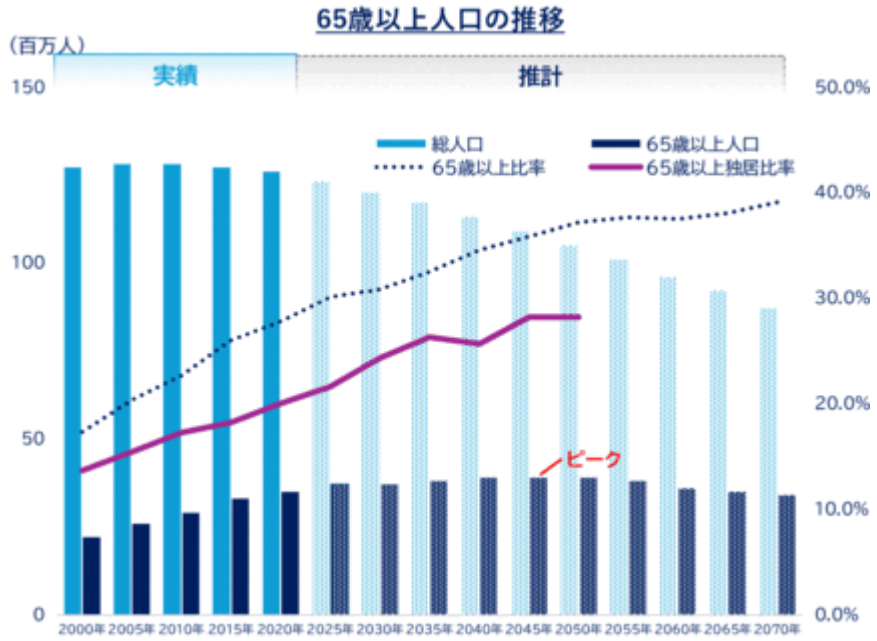
※　永代供養墓市場は、樹木葬、納骨堂、その他の墓種別に分かれる

※　市場規模推定における前提・仮定(金額ベース)
- 墓種別の平均購入価格が、2021年と変わらず今後も一定であると仮定

近年、少子高齢化の進展と世帯規模の縮小に伴う後継者問題や、寺院との関わりや供養に関する価値観の変化など、墓地を取り巻く環境は厳しさを増しており、墓地の利用者と寺院の双方に多くの「課題」を投げかけています。永代供養墓はそれらの課題を解決する一つの手段として注目されており、その需要は今後も益々拡大するものと見込まれています。

(おひとり様シニアの増加)

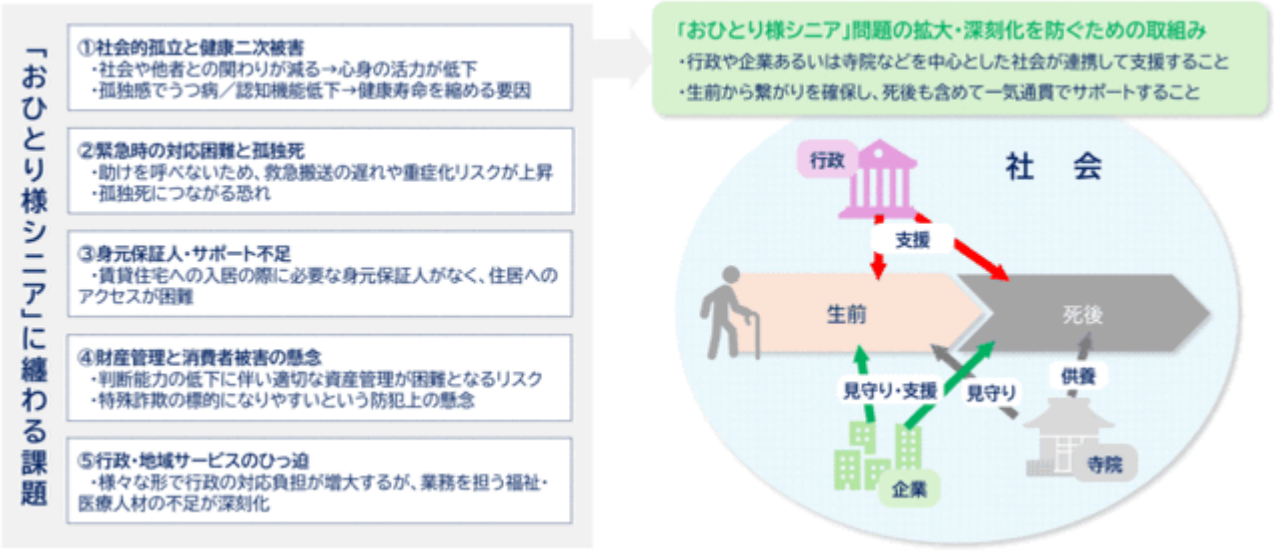
少子高齢化の進展は、墓地の承継に関する問題を惹起するだけではありません。配偶者との死別だけでなく、価値観の変化から未婚の高齢者なども含めて「独居老人＝おひとり様シニア」が増加することに繋がります。国立社会保障・人口問題研究所によれば、65歳以上の人口は2045年まで増え続け、総人口に占める比率も2020年の27.8%から2045年には35.8%へと上昇し、実に2.8人に1人が65歳以上という年齢構成になります。しかも、65歳以上の世帯に占める一人暮らしの方の比率は、内閣府によると2020年の20.0%から2045年は28.2%へと跳ね上がる予想です。実に総人口の1割以上の11百万人が「おひとり様シニア」という状況です。



※　出典
総人口および６５歳以上人口の実績：総務省統計局「国勢調査報告」
総人口および６５歳以上人口の推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）報告書」
６５歳以上の独居世帯数（２０５０年まで）：内閣府「令和８年版高齢社会白書」

おひとり様シニアは、社会的孤立状況にあって健康の二次被害を生じやすく、緊急時に対応が困難なため孤独死に繋がりやすく、そのために賃貸住宅への入居が困難となるほか、財産管理能力の低下によって消費者被害に遭遇しやすくなるといった課題を抱えています。そのため、おひとり様シニアが増加すると、サポートする側の行政や地域サービスも対応に追われてひっ迫状態に陥りやすくなり、社会全体が様々な形で影響を受けることとなります。

したがって、斯かる問題を他人事として捉えるのではなく、若い人たちも含めていずれは我が事となり、いずれは死に至る、という将来を一人ひとりが見据えて、課題解決に向けて社会全体で取り組んでいくことが求められています。



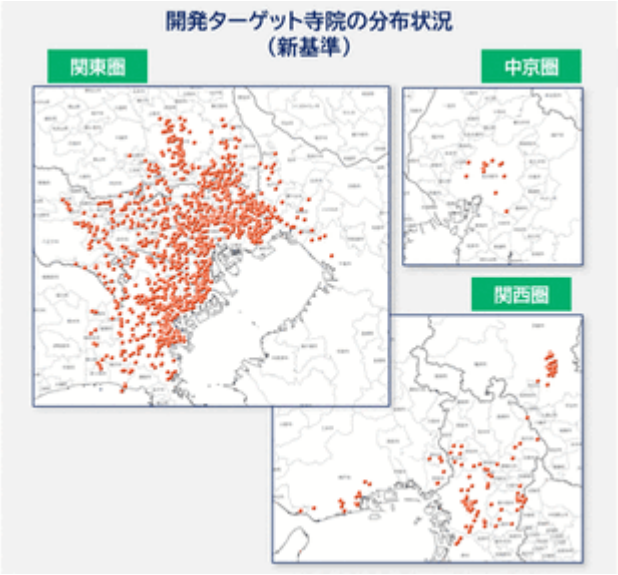
(3) 経営戦略等

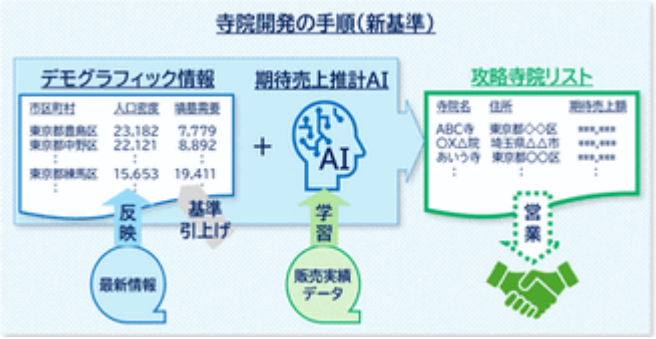
当社の今後の成長のための基本戦略は、①主要事業である寺院コンサルティング事業における永代供養墓募集代行業務において、販売件数を拡大するとともに売上高の増大を図り、2029年までの3年間に平均17～18%の売上成長を目指す、②寺院とのリレーションを最大限に活かした周辺事業を探索し、具体化・事業化を進め、長期的には永代供養墓募集代行業務に次ぐ第2の柱を築き上げる、③ヒト・モノ・カネを増強し、財務的な成長をしっかりと支える経営基盤を前倒しで構築する、の3点です。

（永代供養墓募集代行業務）

供給・販売の両面において従来のやり方に固執することなく、より販売件数を伸ばせる方法、売上高増強に繋がる方策等を積極的に採用し、実践してまいります。

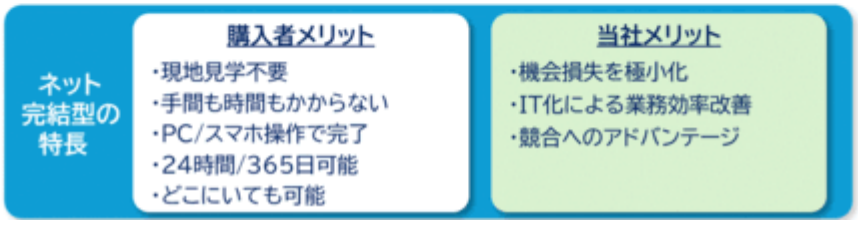
販売件数を伸ばすための具体策としては、永代供養墓の供給サイドでは、従来の寺院開拓方法を見直し、より売上が期待できるエリア・寺院をリストアップして、上位の寺院から能動的にアプローチする方法に改めています。また、現状、好調な販売実績を重ねる寺院においては積極的に墳墓設備の増設を進め、それを話題にさらに販売件数を伸ばすといったことにも着手しています。





販売サイドでは、集客数の増大のために自社ＨＰを継続的に強化していくほか、成約率の高い既存利用者あるいは事業法人からの紹介ルートの拡充を図ります。また、新たなマーケットとしての増加する在留外国人遺骨の取扱い、新たな販売ルートとしてネット完結型販売や地方における他事業者との協業販売などにも着手しています。





売上高を増大させるための具体策としては、既存商品を戦略的にマッピングし、フロントエンド商品で集客してアップセルを図る、あるいは様々なオプションを用意して利用者単価を引き上げる、といった方策を実施してまいります。加えて、これまで同一商品は全国一律価格制であったものを見直し、エリアや周辺の競合状況を勘案したうえで可変価格制を導入します。

なお、将来の「お墓の形」にも注意を払い、試行的なものも含めて様々な取組みを進めてまいります。具体的には、お骨のない参詣の場や、故人ではなく自らを見つめ直す自己供養の場、といったものを東京の都心部で実験的に開設することを計画しています。特に現代の若年層が、お骨の取扱いや参詣の在り方について、将来どういった形を望んでいくのか、といった点を浮き彫りにしていきたいと考えています。

永代供養墓募集代行業務については、国内の死亡数が2040年にピークアウトすること、また、最近の「墓要らず」の風潮なども相まって、事業としての将来性に疑問視する声もあります。しかしながら、当社では、様々な施策を積極的に実行することで販売数を伸ばし、仮に需要の伸びが頭打ちになった場合でも永代供養墓販売の第一人者として市場シェアを拡大していく、そういった戦略で事業を継続的に成長させてまいります。

(周辺事業)

当社が、永代供養墓募集代行業務の単一事業からの多角化を目指すに当たって、これまでに築き上げてきた寺院との関係を梃子にした事業展開は戦略的に理にかなっています。寺院とのリレーションシップは既に強固なものとなっていますが、今後、提携寺院をさらに増やしていく過程で益々強化されていきます。

提携寺院として想定しているのは永代供養墓募集代行業務での提携ばかりではありません。上述のとおり、寺院開拓の目線を上げてアプローチを既に開始していますが、そのターゲットとなる寺院は経済的には大きな課題を抱えておらず、永代供養墓による経済基盤の構築は不要な場合が多くなっています。そういった寺院とのリレーションづくりのためには、永代供養墓以外のソリューションが必要で、それが「お困りごと対応」になります。お困りごとへの取組みを通じて寺院の門戸を開き、提携したうえで次のステップ、すなわち寺院を地域創生のプラットフォームへと引上げていくステップへと繋いでいきます。

具体的な事業内容としては、①まずは寺院資産を有効活用して、周辺地域住民が寺院を訪れる機会を増やし、地域における寺院の存在価値を再認識させるための事業、例えば地域住民が集う場としての「テラ・ラウンジ」の運営を始めます。②続いて、周辺の商店街や協力企業と連携して循環型地域経済圏を構築し、地域住民が寺院に還流することで経済的な価値を得ることができるような事業、例えば地域ポイント「まいる日」を創設して寺院を中心とした地域の活性化を目指します。③そして最後に、テラ・ラウンジなどを通じて周辺地域のおひとり様シニアなど、高齢者を中心とした地域住民との繋がりを築き、行政や他企業と協働で居住支援に関する事業を展開します。

項目	事業内容	目的	収益化要領	その他
寺院の困りごとへの対応	・墓域の管理・清掃・メンテナンス ・他者設置永代供養墓の売残り対応	・寺院の困り事に直接対応	・定額基本料金 ・スポット料金	・事業展開に必要な機能・能力は業務提携、またはM&Aで確保
寺院資産の活用	・イベント開催 ・集いの場の提供 ・研修会場の提供 ・テラ・ラウンジ	・寺院への人流を創出 ・寺院を中心に周辺住民ネットワーク化	・協業者からのキックバック ・イベント等企画料 ・個人会員会費	・サービスやコンテンツを提供するパートナー企業との連携
地域経済活性化	・寺院と周辺商店街共通のポイント発行・運営	・住民にとって寺院訪問を地域生活の一環にする	・協業者や商店街からのキックバック	・今次中計では 導入部分のみの実現を目指し、 本格的な事業展開は次期中計「A-tie Plan 2032」以降で実現
高齢者支援	・集いの場を活用した高齢者会員組織の運営	・高齢住民のネットワーク化	・協業者からキックバック ・会員会費	



周辺事業については、今後、詳細を詰めて具体的な事業計画を作成し、順次推進してまいります。中期経営計画「A-tie Plan 2029」においては、小さく始めて徐々に、しかし確実に大きく育てていく方針です。

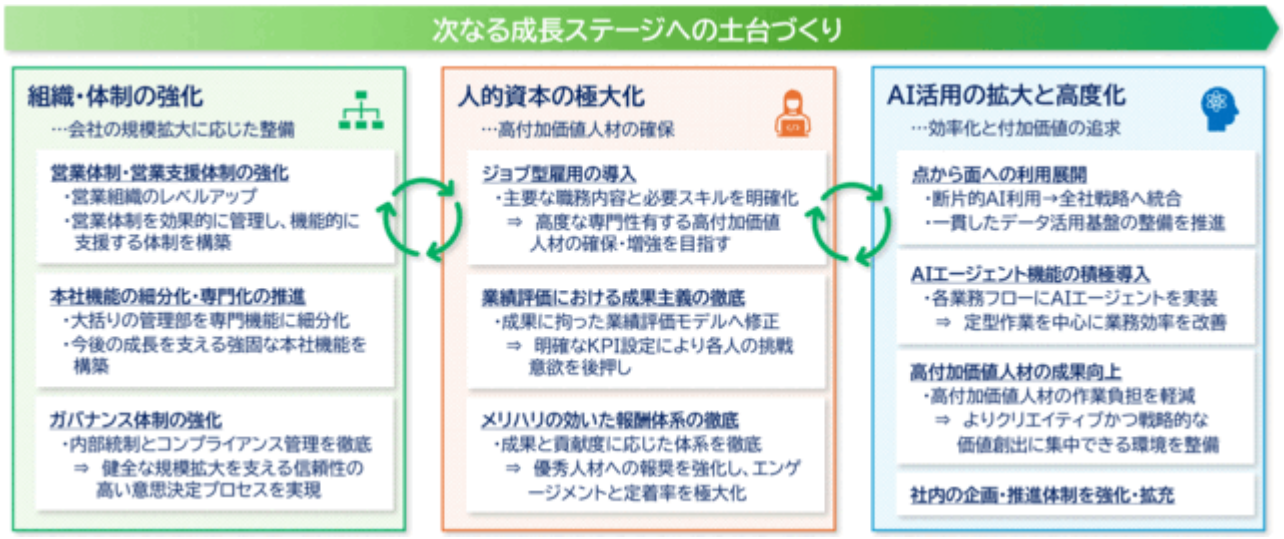
(経営基盤の強化)

当社は、従来からの成長トレンドに加えて、2025年6月に上場を果たしたことにより、会社の規模が拡大するとともに、管理面を中心として機能の多角化・高度化が求められております。既に一部ではジョブ型雇用を実践し、特定の機能に必要となる人材の獲得に努めておりますが、属人性に陥ることなく、組織としての能力を高め、定着化を図るべく努力を続けていく必要があります。長期ビジョン「A-tie Vision 2035」の実現に向けた成長を確実なものとするために、その土台づくりとして、①組織・体制の強化、②人事制度の見直し／高付加価値人材の確保、③AI活用の拡大・高度化、の3点を進めてまいります。

組織・体制の強化では、営業組織・営業支援組織の拡充、本社管理機能の細分化・専門化、およびガバナンス体制の強化などに取り組んでいきます。会社の規模拡大に応じた体制整備と売上の継続的な増強のための組織づくりを進めます。

人事関連では、既に着手しているジョブ型雇用を全面的に展開するとともに、成果に基づいた評価制度やメリハリの効いた報酬体系といった制度面を徹底運用してまいります。長期的に売上規模で5倍以上の会社を目指していくためには、社内のあらゆる部分で高付加価値人材を登用し、機能させていくことが必要ですので、人材確保は前倒しで進めます。

AIの活用については、寺院の選定などにおいて既に効果を発揮していますが、データ解析範囲を社内のあらゆる業務に拡大していくとともに、エージェント機能の実装によって全社的に業務の効率化を進め、高付加価値人材にとって「作業フリー」な業務環境を整えてまいります。



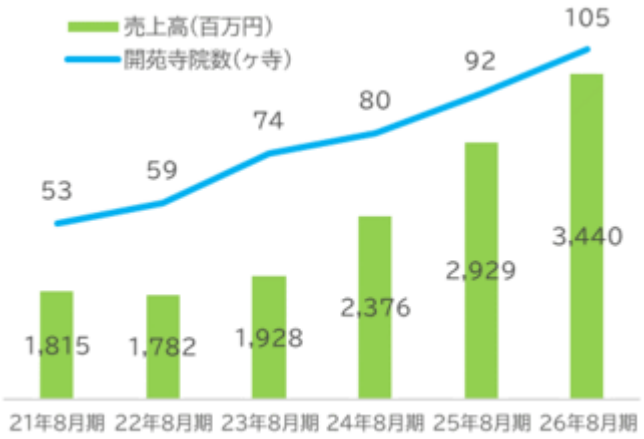
(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

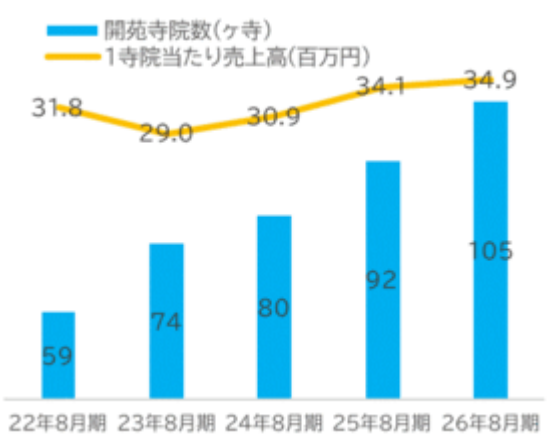
(開苑寺院数)

寺院との契約締結は、当社サービス提供の基盤であり、当社の収益力向上のためには、新規寺院との契約締結を進め、提携寺院数を継続的に増加させることが重要となります。新規の寺院との間で募集代行契約が締結された後は、提携寺院が管轄の都道府県庁より墓地経営許可を取得し、そのうえで当社が永代供養墓の建立工事を行って開苑となり、永代供養墓募集代行業務等を開始いたします。このため、開苑寺院数(契約締結後に開苑し、永代供養墓の販売を始めた寺院数)を重要業績評価指標(KPI)とし、寺院開発の推進による収益力の向上に取り組んでおります。なお、売上高および開苑寺院数の推移は以下のとおりです。

(売上高および１寺院当たり売上高)

当社が開苑寺院から収受する永代供養墓募集代行手数料(売上高)は、顧客と寺院の成約による成約額から生じます。2026年８月期において成約額は4,750百万円であり、当該成約額から収受した当社の永代供養墓募集代行手数料等(売上高)は3,440百万円、１寺院当たり売上高は34.9百万円となります。ちなみに、寺院との間で締結する永代供養墓募集代行契約は期間が10年から20年にわたる長期の契約となっており、初期に建立した永代供養墓の募集に留まることはありません。成約の進捗や残っている区画数などの状況を睨みながら適時に永代供養墓の増設を行っていきます。そうすることで、新規の開苑による売上高の上積みだけではなく、既存寺院における売上高の維持・拡充が可能となり、結果として１寺院当たり売上高の増大に繋がっていきます。2026年８月期においては、年間の新規の開苑寺院数が16寺院であったのに対し、既存の開苑寺院における永代供養墓の増設が実に９寺院11件に及んでおります。このため、「売上高」および「１寺院当たりの売上高」を重要業績評価指標(KPI)とし、これらの数値を向上させる施策を通じて収益力の向上に取り組んでおります。





	2022年８月期	2023年８月期	2024年８月期	2025年８月期	2026年８月期
成約額(百万円)※１	2,470	2,665	3,266	4,058	4,750
売上高(百万円)※２	1,782	1,928	2,376	2,929	3,440
開苑寺院数	59	74	80	92	105
１寺院当たり売上高(百万円)※３	31.8	29.0	30.9	34.1	34.9

※１　成約額は、墓地の利用者が墓地購入のために決済した金額の総額です。
※２　売上高は、成約額から永代供養など宗教活動の対価として寺院に配分する志納料を除いた当社の募集代行手数料(税抜)等です。
※３　１寺院当たり売上高は、売上高を期中平均開苑寺院数((前事業年度末開苑寺院数＋当事業年度末開苑寺院数)／２)で除して計算しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 提携に向けた寺院開拓の継続と永代供養墓販売の強化

寺院開拓によって永代供養墓を建立する場所を確保しなければ「売るもの」を創出できません。一方で、お墓を建立できても実際に売れなければ事業として成り立ちません。これら両輪をしっかりと計画的に回していくことが事業上ならびに財務上の課題です。

これまでのところは当社が企業としての成長初期にあったこともあって、前者の寺院開拓を強化してきました。ただし、開苑寺院が100寺院を超過し、個別墓の供給余力も3万区画に達したことから、今後は投資回収の迅速化も意識して、利用者獲得を強化することで、供給と需要のバランスを確保してまいります。

② サービス水準の継続的な向上

当社の集客方法のうち、既存の利用者からの紹介による見学者の成約率は、2026年8月期の通年で83.7%に達しており、会社全体の58.1%を大きく上回っています。これは、既存の利用者が当社の永代供養墓やサービス内容に満足していて、友人・知人にも推奨してくれているからではないかと考えています。こういった「利用者が満足する」商品やサービスを提供し続けること、これも当社にとっての事業上の課題です。

また、当社の現地スタッフは、永代供養墓やサービスの説明だけでなく、見学者が抱えている終活に関する悩み事などにも丁寧に対応し、寄り添った営業を心掛けております。こういったソフト面の品質を維持・向上させることも当社にとっての事業上の課題と言えます。

以上のようなサービス業としての生命線について、社員一人ひとりの意識を高め、利用者の満足を思い描きながら、それぞれの担当業務に邁進してまいります。

③ コンプライアンス体制の整備

当社では、法令を遵守するため、コンプライアンス規程等に則り、３ヵ月に１回開催するコンプライアンス委員会、適宜実施する研修会等を通じて全役職員への徹底を図っております。特に当社が永代供養墓の募集代行業務を行うにあたっては、提携する寺院及び当社は、「墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年５月31日法律第48号)、同施行規則(昭和23年７月13日厚生省令第24号)」および各自治体の条例等の法規制に則っており、各自治体における判断基準や慣行に則した対応を求められます。そのため当社は、当社の行う永代供養墓募集代行業務が法令に違反することのないよう、顧問弁護士をはじめとした法律の専門家との連携、社外役員(弁護士)からの助言をもとに当該法規制の理解および法令遵守の徹底を図ってまいります。

④　内部管理体制の強化

当社は、更なる事業領域の拡大を目指しておりますが、急速に変化する事業環境に適時に対応しつつ持続的な成長を維持するために、内部管理体制の強化が重要な課題の一つであると考えております。このため、専門人材の採用や社内コミュニケーションの充実を図ることで内部管理体制の実効性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を通じて、リスク管理の徹底、業務効率化を図ってまいります。

⑤　優秀な人材の確保と組織体制の強化

上述の(3)経営戦略等でも説明しましたが、事業の成長に伴って組織・機能の細分化と、それぞれを担う人材の高付加価値化を進めていく必要があると考えております。既に着手したジョブ型雇用を広範囲に適用拡大するとともに、組織体制の専門化・高度化を進め、長期ビジョンに掲げた成長軌道をしっかりと支える基盤を構築してまいります。

⑥　新規事業の展開について

当社の事業は寺院コンサルティング事業の単一セグメントとなっておりますが、将来的な環境変化を想定すると、事業の多角化を検討し、推進することが必要であると認識しております。その際には、これまでに築き上げてきた強固な寺院とのリレーションを梃子にして、寺院の周辺事業領域で新規事業に進出することが理にかなっていると考えており、今後、上述の(3)経営戦略等で説明した内容を推進してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティに対する取組の検討とその対応について、管理部を中心とした関係各部署間での連携において実施しており、認識した経営課題については取締役会を中心とするコーポレート・ガバナンス体制に基づき、解決に向けた取組を行っております。なお、サステナビリティに関する方針については、重要な事項がある場合はコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会にて審議のうえ、取締役会において議論、決議することとしております。また、中期経営計画「A-tie Plan 2029」では、上場企業にふさわしい組織・体制の整備として、内部統制とコンプライアンス管理の徹底によるガバナンス体制の強化を掲げており、サステナビリティに関する取組についても、当該体制のもとで推進してまいります。詳細は、「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等　(1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社は、少子高齢化や世帯の小規模化を背景としたお墓の承継問題、「おひとり様シニア」の増加、檀家の減少等による寺院の経営基盤の弱体化といった社会課題に対し、事業を通じて解決策を提供することが、当社の持続的な成長と社会の持続可能性の双方に資するものと考えております。2026年10月に公表した長期ビジョン「A-tie Vision 2035」及び中期経営計画「A-tie Plan 2029」においても、祭祀承継者の要らない永代供養墓の社会的浸透、寺院への人流回帰を通じた寺院の「地域創生プラットフォーム」化、ならびに寺院や行政、その他の事業会社と協力しながら「おひとり様から墓場まで」一気通貫でサポートする体制の構築を掲げております。また、増加する在留外国人のお墓の問題に対しても、多文化共生時代の新たな供養インフラの提供に取り組んでまいります。

あわせて、当社は、こうした取組を担う人材の育成並びに長期的な雇用の継続を経営上重要な戦略であると考えております。当社における人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

① 人材育成方針

当社は、ポジティブな超高齢社会を創造するため、「みんなの未来を安心とワクワクで満たすサービスを提供する」ことをミッションに掲げており、従業員一人ひとりの未来も安心とワクワクで満たすべきであると考えております。そのため、行動指針として「向上力」「協調力」「傾聴力」「ワクワク力」を掲げるとともに、人材マネジメントポリシーを制定しております。本ポリシーに基づき、従業員が自ら進んで課題解決に取り組めるよう促すとともに、人事評価制度において各等級に合わせたコンピテンシーを定め、各人の成果に適切に報いることで、当社に適した人材の育成を図っております。また、中期経営計画「A-tie Plan 2029」では、長期ビジョンの実現に向けた経営基盤の強化の一環として、既に一部で導入しているジョブ型雇用の全面展開、成果に基づく評価の徹底及びメリハリの効いた報酬体系への移行を通じて、高付加価値人材の確保・育成を前倒しで進めてまいります。人材戦略の詳細は、「第４　提出会社の状況　５　従業員の状況等　(1) 人材戦略に関する基本方針等」をご参照ください。

② 社内環境整備方針

当社は、全従業員が互いに安心とワクワクを共有できるような風通しのよい組織風土の醸成を目指しております。そのため、月１回の社長通信にて代表取締役社長と従業員のコミュニケーションの機会を設けるほか、年１回の社員総会では経営陣とのコミュニケーションに加え、部を超えた従業員同士のコミュニケーションの場を提供、これにより従業員と意識の共有や経営の透明化を図っております。また、月１回のパルスサーベイによる従業員満足度調査や経営陣への質疑応答、なんでも相談室の設置などの施策を講ずるほか、ランチ会等の従業員相互のコミュニケーションの場の提供を行っております。加えて、AIエージェント機能の活用等による業務の効率化を進め、従業員がより創造的かつ戦略的な業務に注力できる環境を整備してまいります。

(3) リスク管理

当社では、コンプライアンス規程およびリスク管理規程を制定し、それらに基づいてサステナビリティを含む様々なリスクの洗い出し、主要リスクの認識、それぞれのリスクに応じた管理を行っております。また、潜在的なリスクに対して予防的に可能な対策を施すことを基本としており、斯かる対策を講じた場合は、必要に応じ当該対策の実施状況および実効性について内部監査等で確認を行うこととしております。

また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会において、各種リスク管理の方針等に関する審議を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う体制となっております。詳細は、「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等　(1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当社の実績を長期的に評価し、管理及び監視するために用いられる情報としての指標及び目標を具体的に定めておりませんが、今後の事業を進める中でその精緻化を図ってまいります。また、人的資本に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関しましては、当社は現在、人的資本規模に対して特定の数値的目標を採用するのが困難であるために従業員満足度、離職率、女性管理職比率、男性育児休暇取得率、男女間賃金格差などの目標値等は定めておりませんが、その具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び万一発生した場合でも業績及び財務状況に与える影響を最小限にすべく対応に努める方針であります。当社のリスク管理体制に関しましては、「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 事業環境

① 経営環境変動のリスク(発生可能性：中／顕在化の時期：中期／影響度：大)

当社は、日本国内において単一セグメントである寺院コンサルティング事業を営んでおり、その収益は墓地市場、葬儀市場及び仏壇市場といった日本のライフエンディング市場に大きく依存しております。日本のライフエンディング市場は、日本の人口構成の高齢化に伴い拡大傾向にあるとの見方もある一方で、葬儀やお墓に関するニーズは多様化しており、各商材・サービスの単価は下落傾向にあります。特に当社の主たる領域である永代供養墓は一般的な墓地と比較し価格の低い商品であるため、当社は多様化するニーズに対応すべく新たな商品の開発、高品質なサービスの提供、きめ細やかな顧客対応の実現を徹底して行うほか、ライフエンディング市場における積極的な事業開発を行っておりますが、今後、単価の下落等によりライフエンディング市場が縮小した場合、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

② 競争激化に関するリスク(発生可能性：中／顕在化の時期：中期／影響度：中)

当社は、ライフエンディング市場においてお墓や供養等に関連するサービスを提供する企業や宗教法人と競合しております。当社は顧客や提携寺院との継続的な関係性を重視したサービスの提供を前提に新たな商品の開発、高品質なサービスの提供、きめ細やかな顧客対応の実現を徹底して行うほか、ライフエンディング市場における積極的な事業開発を行うことで競争力の強化を図っておりますが、当社と類似のサービスを提供する企業・法人や新規参入の激化により顧客の減少や価格の下落等が発生した場合、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(2) 事業内容

① 人材確保及び育成に関するリスク(発生可能性：中／顕在化の時期：中期／影響度：中)

当社は、今後も事業を積極的に展開していく方針であり、事業成長のためには優秀な人材の確保及び育成を継続的に行っていく必要があるものと認識しております。そのため、当社は採用計画に従って年間を通じて積極的な採用活動を行い、研修制度の充実を図るなど人材の確保及び育成に努めてまいります。しかしながら、今後、人材の確保と育成が事業の展開速度に追い付かない場合、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

② 寺院との業務提携に関するリスク(発生可能性：中／顕在化の時期：長期／影響度：小)

当社は、寺院との業務提携が将来の成長性、収益性等を確保するために必要不可欠であると認識しております。当社は寺院との業務提携をより強固なものとすべく、新たな商品の開発や高品質なサービスの提供、きめ細やかな顧客対応の実現を徹底して行うことによる寺院からの信頼獲得に注力するほか、寺院の抱える様々な問題に対してコンサルティングを通じて支援を行い寺院と当社の双方にメリットのある解決策を提言しておりますが、当該解決策により当初想定した効果を得ることができず寺院への支援が機能しなくなった場合及び将来の寺院獲得が想定どおりにいかなかった場合には、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

③　売上高の季節的変動について(発生可能性：高／顕在化の時期：短期／影響度：小)

顧客が当社開苑寺院を訪問する際には外気温等の季節的影響を受けやすいことから、第１四半期(９月から11月)及び第３四半期(３月から５月)に需要が増加し、第２四半期(12月から２月)及び第４四半期(６月から８月)に需要が減少するため、それに比例して当社の売上高や利益に変動が生じる可能性があります。

④　減損に関するリスク(発生可能性：中／顕在化の時期：短期／影響度：小)

当社は、永代供養墓の建立に関連して長期前払費用を計上しておりますが、当該資産は減損会計の適用対象となる固定資産に該当いたします。寺院開発基準の精緻化や経営会議等を通じた提携可否の意思決定において、開苑寺院の収益性を担保しておりますが、当該資産が十分なキャッシュ・フローを生み出さず、減損損失を認識する必要性が生じた場合、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(3) 法的規制

①　法規制に関するリスク(発生可能性：中／顕在化の時期：中期／影響度：中)

当社が永代供養墓の募集代行業務を行うにあたっては、提携する寺院及び当社は、「墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年５月31日法律第48号)」(以下「墓埋法」という)、「同施行規則(昭和23年７月13日厚生省令第24号)」、各自治体の条例等の法規制に則っており、各自治体における判断基準や慣行に則した対応を求められます。当社は、当社の行う永代供養墓募集代行業務が法令に違反することのないよう、顧問弁護士をはじめとした法律の専門家との連携、社外役員(弁護士)からの助言並びに各自治体とも適時、適切に連携して当該法規制の理解及び法令遵守の徹底を図っておりますが、今後、わが国の墓制に対する上記の法規制が変更された場合、提携する寺院及び当社の永代供養墓の建立、運営方法に変更が生じ、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、当社が提供する永代供養墓募集代行業務により寺院が収受した金員については、寺院においては宗教活動による収益として法人税法における課税対象外であると整理をしておりますが、今後の税制改正等により、寺院に対して当該収益に係る法人税の課税がなされる可能性があります。これにより、寺院における当社の永代供養墓募集代行業務の導入インセンティブが低下し、寺院との業務提携の解消や業務提携速度の低下が発生した場合には、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(4) 組織体制

①　情報セキュリティに関するリスク(発生可能性：低／顕在化の時期：短期／影響度：大)

当社は、事業活動を通して当社及び顧客・寺院・取引先などについての個人情報や機密情報を入手することがあります。当社では、ISMSの取得やセキュリティ環境の強化、従業員等のアクセス制限を徹底することでこれらの情報の厳格な管理に努めておりますが、コンピュータウィルスへの感染、不正アクセス、その他不測の事態などにより、情報の漏えい・紛失、重要データの破壊・改ざんなどが起きた場合、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

②　個人情報の保護について(発生可能性：低／顕在化の時期：短期／影響度：大)

当社は、顧客・寺院の登録情報をはじめとする個人情報を保有しており、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)の適用を受けております。これらの個人情報については、個人情報保護方針及び個人情報保護規程を定めているほか、Ｐマークの取得やセキュリティ環境の強化、従業員等のアクセス制限の徹底及び社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。しかしながら、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出し、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社の財務状況及び経営成績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

① 自然災害や環境問題等の発生に関するリスク(発生可能性：低／顕在化の時期：長期／影響度：大)

当社は、提携寺院の開発エリアを多様化することで収益の安定化を図っておりますが、今後、大地震、暴風雨、洪水その他の天災地変等が発生した場合、特に当社の開苑寺院の多数を有する関東エリアで当該事象が発生した場合、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

② 感染症について(発生可能性：中／顕在化の時期：短期／影響度：中)

感染症が想定を上回る規模で発生及び流行した場合、社会的な生産活動の停滞、原材料の供給不足、顧客資料請求数の減少といった影響を受ける可能性があります。特に寺院における現地案内活動が制限される状況となった場合には、売上高が減少するといった直接的な影響を受ける可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また当社は、本社管理部が中心となり、全ての従業員とその家族の健康維持を最優先とし、感染予防・拡大防止のための措置、勤務形態、顧客対応等を指示するなど、BCP体制を構築しております。加えて、各地域の行政の指針・ガイドラインに沿って、状況に応じた判断・対応をとるとともに社内外に情報を発信しております。

③ 訴訟等について(発生可能性：中／顕在化の時期：長期／影響度：中)

当社は、法令及び契約等の遵守のため、コンプライアンス規程を定めて社内教育やコンプライアンス体制の充実に努めております。しかしながら、当社が事業活動を行うなかで、寺院、顧客、外注先をはじめとした取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があり、かかる訴訟の内容及び結果によっては、当社の財務状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、多大な訴訟対応費用の発生や当社の社会的信用の毀損によって、当社の財務状況や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ インターネットによる風評被害(発生可能性：中／顕在化の時期：中期／影響度：中)

当社は、プレスリリース及び適時情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスク顕在化の未然防止に努めております。しかしながら、インターネット上の掲示板への書き込みや、それらを要因とするマスコミ報道等による風評・風説の流布が発生・拡散した場合には、当社の事業、業績及び財務状況、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 支配株主との関係について(発生可能性：低／顕在化の時期：短期／影響度：中)

当社の支配株主である樺山伸一は、当社の創業者であります。本書提出日現在、樺山伸一及び同氏の資産管理会社である株式会社エージーアイ、並びに同氏の子息である樺山玄基の所有株式数を含めると発行済株式総数の61.0%を所有しております。樺山伸一及び樺山玄基は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しておりますが、双方の意見が必ずしも一致するわけではないため、支配株主の利益追求により少数株主の利益が害される利益相反が発生する可能性があります。また、樺山伸一及び同氏の資産管理会社並びに樺山玄基が当社株式の一部又は全てを売却した場合、その売却の方式、タイミング、規模等によっては、当社株式の需給関係及び市場価格に影響を与える可能性があります。

⑥ 配当政策について(発生可能性：中／顕在化の時期：中期／影響度：小)

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業成長と戦略的投資のバランスを見極めながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社の業績が計画どおりに進展しない場合には、配当政策に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について(発生可能性：低／顕在化の時期：中期／影響度：小)

当社は、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、役員及び従業員に対して新株予約権を付与しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は59,850株であり、発行済株式総数の1.4%に相当します。権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、１株当たりの株式価値が希薄化し、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、個人消費・設備投資の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、物価高による生活コストの増大や、為替相場・金融資本市場の変動など、先行きについては依然として不透明な状況が続きました。

当社グループが関連する葬送・供養業界におきましては、少子高齢化や世帯の小規模化、あるいは価値観や生活様式の変化を背景に、継承者を必要としない永代供養墓や樹木葬へのニーズが引き続き拡大傾向にありました。また、後継者不足等に伴って「墓じまい（改葬）」が増加する一方で、寺院においては収益基盤の再構築のための取組みがより活発化するなど、当社の事業領域における需要は堅調に推移いたしました。ただし、建築資材や石材等の調達コストは増大しているとともに、工事費や人件費も上昇傾向にあるなど、収益面においては環境変化への適切な対応が求められる状況となっております。

このような環境のもと、当社では広告費を中心としたコスト管理の徹底と、集客の効率化による売上の拡大に注力してまいりました。事業年度初に、当社への認知獲得を目的としたマス広告を展開したこともあって、一時的に費用が増加し、利益が縮小しましたが、年度中盤以降は集客に繋がる広告宣伝に特化して費用効率の改善に努め、結果として期初計画を上回る売上高と営業利益を確保いたしました。

集客の効率化については、自社HPの強化を図ってまいりました。当社にとって外部ポータルサイトも重要な集客チャネルではありますが、自社HPは顧客の動向により臨機応変な対応が可能となります。日頃から機動的にPDCAを回し、適時にHPの運用修正を繰り返すなどして、継続的に費用対効果の改善を重ねております。加えて、年度中盤以降、集客しやすい寺院の開発・提携にも注力しました。より大きな売上を期待できる寺院と優先的に提携・開苑することは、集客の効率化にも資するものと考えております。

この結果、当事業年度の売上高は3,440,171千円(前事業年度比17.4%増)、営業利益は867,258千円(前事業年度比21.6%増)、経常利益は921,639千円(前事業年度比30.6%増)、当期純利益は574,893千円(前事業年度比25.7%増)となりました。

なお、当社は永代供養墓募集代行業務及びそれに附帯する関連サービスを提供する寺院コンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載をしておりません。

② 財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における資産合計は4,213,100千円となり、前事業年度末に比べ332,089千円増加いたしました。

これは主として、現金及び預金が110,059千円増加したこと及び投資その他の資産の長期前払費用が204,043千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は782,282千円となり、前事業年度末に比べ63,324千円増加いたしました。

これは主として、未払法人税等が105,223千円増加したこと、未払消費税等が49,285千円増加したこと、買掛金が72,099千円減少したこと及び賞与引当金が26,088千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は3,430,817千円となり、前事業年度末に比べ268,764千円増加いたしました。

これは主として、前事業年度の期末配当194,626千円及び当事業年度の中間配当114,515千円があったものの、当期純利益574,893千円を計上したことにより、利益剰余金が増加したことによるものであります。

③　キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は前事業年度末と比較して289,940千円減少し、1,764,619千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,253,646千円（前年同期は762,423千円の収入）となりました。これは主として、税引前当期純利益の計上811,334千円、長期前払費用償却額の計上424,904千円、減損損失の計上110,305千円、和解金の受取額79,064千円及び法人税等の支払額178,225千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,234,661千円（前年同期は824,079千円の支出）となりました。これは主として、長期前払費用の取得による支出809,849千円及び定期預金の預入による支出400,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は308,925千円（前年同期は145,260千円の収入）となりました。これは主として、配当金の支払309,141千円によるものであります。

④　生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

ｂ．受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

ｃ．販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社は寺院コンサルティング事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(％)
寺院コンサルティング事業	3,440,171	117.4

(注)　主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がいないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。
なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項　重要な会計上の見積り」に記載しております。また当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項　重要な会計方針」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当事業年度における売上高は3,440,171千円(前事業年度比17.4%増)となりました。これは主として、当事業年度において新たに16寺院で新規に募集代行を開始し、期末の開苑寺院数が105寺院へと順調に拡大したことに加え、集客の要である自社HPの改善施策が明示的な効果を発揮し、閑散期においても安定した見学予約数を獲得できるようになったことや、営業力の強化により高い成約率を維持した結果、1寺院当たり売上高が34.9百万円に改善した結果によるものであります。

(売上原価・売上総利益)

当事業年度における売上原価は1,101,781千円(前事業年度比17.9%増)となり、売上高の増加に伴い増加いたしました。これは主として、新規契約寺院の開苑・販売開始に伴い、永代供養墓の建立等に係る長期前払費用償却費や仕入高が増加したことによるものであります。

上記より、当事業年度における売上総利益は2,338,389千円(前事業年度比17.2%増)となりました。

(販売費及び一般管理費・営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は1,471,130千円(前事業年度比14.8%増)となりました。複数寺院をまとめたエリアに特化した広告宣伝費や、経営管理体制の強化等に伴う人件費の増加があった一方で、年度中盤以降は費用対効果を厳格にモニタリングし、集客に繋がる広告宣伝に特化して効率運用に努めたことなどから、費用の増加幅を抑制いたしました。

上記より、当事業年度における営業利益は867,258千円(前事業年度比21.6%増)となりました。

(営業外収益・営業外費用・経常利益)

当事業年度における営業外収益は54,484千円となりました。これは主として、貸倒引当金戻入額、受取和解金の計上によるものであります。また、当事業年度における営業外費用は103千円となりました。これは主として、支払利息、雑損失の計上によるものであります。

上記より、当事業年度における経常利益は921,639千円(前事業年度比30.6%増)となりました。

(特別利益・特別損失・税引前当期純利益)

当事業年度における特別利益の計上はありません。また、当事業年度における特別損失は110,305千円となりました。これは、固定資産の減損損失の計上によるものであります。

上記より、税引前当期純利益は811,334千円(前事業年度比26.0%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度の法人税等合計は236,440千円となり、この結果、当事業年度の当期純利益は574,893千円(前事業年度比25.7%増)となりました。

③ 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」をご参照ください。

④ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社における資金需要は、主として運転資金であります。運転資金の需要のうち主なものは、業容拡大のための寺院開発費用及び永代供養墓建立費、寺院開発及び営業に関する人件費、サービス品質のさらなる向上のための現地常駐スタッフの人件費、並びに集客及びブランディングに関する広告宣伝費であります。この財源については、自己資金の効率的な運用に努めております。なお、事業活動を円滑に実行できるよう、適正な水準の資金の流動性の維持及び確保を最優先としております。具体的には、何らかの理由により顧客からの入金が滞った場合でも取引先に対する支払に遅れが発生せず、かつ、必要に応じて金融機関からの資金調達を実行するまでの間、事業運営に支障が出ない水準の預金残高を維持しております。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

⑥ 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

当社は、以下のとおり取引基本契約を締結しております。

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	メモワール石材株式会社	宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂63-6	2026年10月15日	2026年10月15日から3年間（以後、協議により更新）	１．宮城県および周辺エリアにおける対象製品の販売委託 ２．役割分担に関する事項（当社：製造・品質管理および全国規模の広告宣伝等、相手先：対象地域での広告出稿・販促活動、販売および顧客対応等）

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は34,028千円で、その主なものは、提携寺院に設置する永代供養墓募集代行業務を行う建物等であります。これらの所要資金は自己資金およびリース契約にて賄っております。

当社は寺院コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

２ 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。

事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額							従業員数(人)
		建物(千円)	構築物(千円)	機械装置及び運搬具(千円)	工具、器具及び備品(千円)	リース資産(千円)	無形固定資産(千円)	合計(千円)	
本社 提携寺院内の募集施設 (東京都千代田区、大阪府八尾市他)	本社事務所、ネットワーク関連設備 永代供養墓募集代行業務用設備等	17,570	332	749	11,490	12,003	7,478	49,624	55 [90]

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。
３．従業員数の［ ］は、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む)の年間の平均人員を外書きしております。
４．本社の事務所は賃借を行っており、年間賃借料は34,877千円であります。
５．帳簿価額のうち「無形固定資産」は、ソフトウエア、ソフトウエア仮勘定及びリース資産の合計であります。
６．当社は寺院コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントの記載は省略しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年８月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,246,500	4,246,500	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
計	4,246,500	4,246,500	―	―

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第２回新株予約権

決議年月日	2019年７月25日(臨時株主総会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　　３ 当社監査役　　２ 当社従業員　　18(注) １
新株予約権の数(個)　※	13,250(注) ２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)　※	普通株式　26,500(注) ２
新株予約権の行使時の払込金額(円)　※	182(注) ３
新株予約権の行使期間　※	自　2021年７月26日　至　2029年７月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)　※	発行価格　　182 資本組入額　　91(注) ４
新株予約権の行使の条件　※	(注) ５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	(注) ７
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	―

※　当事業年度の末日(2026年８月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年10月31日)において、これらの事項に変更はありません。
なお、2021年３月３日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2021年４月２日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) １．退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員11名、当社監査役１名、外部協力者１名となっております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は、付与時において１株でありましたが、2021年４月２日付の株式分割に伴い２株となっております。
新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる１株未満の端数は切り捨てます。

３．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

４．新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本組入額及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

５．新株予約権の行使条件
(1) 新株予約権の行使は、行使する新株予約権又は行使者について、後記「６．新株予約権の取得条項」記載の取得事由が生じていないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとします。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではありません。
(2) 新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとします。

(3) 新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
(4) 新株予約権者が１個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により新株予約権者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならず、１株(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
(5) 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとします。
(6) 新株予約権者は、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとします。
イ．割当日から２年を経過する日以降　40%
ロ．割当日から４年を経過する日以降　60%
ハ．割当日から６年を経過する日以降　80%
ニ．割当日から８年を経過する日以降　100%
(7) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

６．新株予約権の取得条項
(1) 会社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(2) 会社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、会社が分割会社となる分割契約書承認の議案、会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、存続会社または会社の完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継するときを除き、会社は新株予約権を無償取得するものとする。但し、取締役会の決議により特に認められた場合は新株予約権を取得しないことができる。
(3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
① 会社または会社の子会社の取締役又は監査役
② 会社または会社の子会社の使用人
③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
(4) 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
② 権利者が会社又は会社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社の子会社と協業した場合。但し、会社の書面による事前の承諾を得た場合を除く。
③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は会社の子会社の信用を損ねた場合。
④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
⑥ 権利者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
(5) 権利者が会社又は会社の子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分又は契約関係を有する場合、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
① 権利者が自己に適用される会社又は会社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は会社の子会社に対する義務に違反した場合
③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者がその契約に違反した場合
(6) 会社は前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部または一部を取得することができ、一部を取得する場合は取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

７．譲渡による新株予約権の取得の条件
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

第３回新株予約権

決議年月日	2020年８月31日(臨時取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　　１ 当社監査役　　１ 当社従業員　　26(注)１
新株予約権の数(個)　※	9,675(注)２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)　※	普通株式　19,350(注)２
新株予約権の行使時の払込金額(円)　※	292(注)３
新株予約権の行使期間　※	自　2022年９月１日　至　2030年８月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)　※	発行価格　　292 資本組入額　　146(注)４
新株予約権の行使の条件　※	(注)５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	(注)７
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	―

※　当事業年度の末日(2026年８月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年10月31日)において、これらの事項に変更はありません。
なお、2021年３月３日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2021年４月２日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注)１．退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員15名、当社取締役１名となっております。
２．新株予約権１個につき目的となる株式数は、付与時において１株でありましたが、2021年４月２日付の株式分割に伴い２株となっております。
新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる１株未満の端数は切り捨てます。
３．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

４．新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本組入額及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
５．新株予約権の行使条件
(1) 新株予約権の行使は、行使する新株予約権又は行使者について、後記「６．新株予約権の取得条項」記載の取得事由が生じていないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとします。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではありません。
(2) 新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとします。
(3) 新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
(4) 新株予約権者が１個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により新株予約権者に対して発行

される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならず、１株(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。

(5) 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとします。

(6) 新株予約権者は、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとします。

イ．割当日から２年を経過する日以降　40%
ロ．割当日から４年を経過する日以降　60%
ハ．割当日から６年を経過する日以降　80%
ニ．割当日から８年を経過する日以降　100%

(7) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

６．新株予約権の取得条項

(1) 会社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 会社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、会社が分割会社となる分割契約書承認の議案、会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、存続会社または会社の完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継するときを除き、会社は新株予約権を無償取得するものとする。但し、取締役会の決議により特に認められた場合は新株予約権を取得しないことができる。

(3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 会社または会社の子会社の取締役又は監査役
② 会社または会社の子会社の使用人
③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(4) 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
② 権利者が会社又は会社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社の子会社と協業した場合。但し、会社の書面による事前の承諾を得た場合を除く。
③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は会社の子会社の信用を損ねた場合。
④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
⑥ 権利者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(5) 権利者が会社又は会社の子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分又は契約関係を有する場合、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が自己に適用される会社又は会社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は会社の子会社に対する義務に違反した場合
③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者がその契約に違反した場合

(6) 会社は前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部または一部を取得することができ、一部を取得する場合は取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

７．譲渡による新株予約権の取得の条件

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

第４回新株予約権

決議年月日	2024年４月15日(臨時株主総会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役　　１ 当社従業員　　18(注)１
新株予約権の数(個)　※	14,000(注)２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)　※	普通株式　14,000(注)２
新株予約権の行使時の払込金額(円)　※	1,316(注)３
新株予約権の行使期間　※	自　2026年４月16日　至　2034年４月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)　※	発行価格　　1,316 資本組入額　　658(注)４
新株予約権の行使の条件　※	(注)５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	(注)７
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	―

※　当事業年度の末日(2026年８月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年10月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) １．退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員15名、当社監査役１名となっております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は１株であります。
新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整により生じる１株未満の端数は切り捨てます。

３．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

４．新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本組入額及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

５．新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の行使は、行使する新株予約権又は行使者について、後記「６．新株予約権の取得条項」記載の取得事由が生じていないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとします。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではありません。

(2) 新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとします。

(3) 新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。

(4) 新株予約権者が１個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により新株予約権者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならず、１株(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。

(5) 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとします。

(6) 新株予約権者は、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を

行使することができるものとします。
イ．割当日から２年を経過する日以降　40%
ロ．割当日から４年を経過する日以降　60%
ハ．割当日から６年を経過する日以降　80%
ニ．割当日から８年を経過する日以降　100%

(7) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

６．新株予約権の取得条項

(1) 会社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 会社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、会社が分割会社となる分割契約書承認の議案、会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、存続会社または会社の完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継するときを除き、会社は新株予約権を無償取得するものとする。但し、取締役会の決議により特に認められた場合は新株予約権を取得しないことができる。

(3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
① 会社または会社の子会社の取締役又は監査役
② 会社または会社の子会社の使用人
③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(4) 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
② 権利者が会社又は会社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社の子会社と協業した場合。但し、会社の書面による事前の承諾を得た場合を除く。
③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は会社の子会社の信用を損ねた場合。
④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
⑥ 権利者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(5) 権利者が会社又は会社の子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分又は契約関係を有する場合、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
① 権利者が自己に適用される会社又は会社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は会社の子会社に対する義務に違反した場合
③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者がその契約に違反した場合

(6) 会社は前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部または一部を取得することができ、一部を取得する場合は取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

７．譲渡による新株予約権の取得の条件

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年６月25日(注１)	204,000	4,204,000	141,698	161,698	141,698	141,698
2025年６月26日～2025年８月31日(注２)	27,000	4,231,000	2,394	164,092	2,394	144,092
2025年９月１日～2026年８月31日(注２)	15,500	4,246,500	1,506	165,598	1,506	145,598

(注) １．有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格　　1,510円
引受価額　　1,389.20円
資本組入額　　694.60円
払込金総額　　283,396千円

２．新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	4	18	45	16	10	3,327	3,420	―
所有株式数(単元)	―	2,475	1,445	15,233	384	24	22,826	42,387	7,800
所有株式数の割合(%)	―	5.84	3.41	35.94	0.91	0.06	53.85	100	―

(6) 【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エージーアイ	東京都練馬区石神井台４丁目１８－２	1,450,000	34.15
樺山伸一	東京都練馬区	859,400	20.24
樺山玄基	東京都渋谷区	280,000	6.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号　赤坂インターシティＡＩＲ	130,800	3.08
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山２丁目６番２１号	115,800	2.73
寺田　英司	北海道札幌市西区	107,500	2.53
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町２丁目２－２	97,000	2.28
竹内　弘樹	愛知県名古屋市瑞穂区	42,000	0.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－１２	19,100	0.45
池森ベンチャーサポート合同会社	東京都港区新橋５丁目１９－１５	15,400	0.36
計	―	3,117,000	73.40

(注) １．当社は、自己株式を保有しておりません。
２．発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第３位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,238,700	42,387	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、１単元の株式数は100株となります。
単元未満株式	普通株式 7,800	―	―
発行済株式総数	4,246,500	―	―
総株主の議決権	―	42,387	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務の健全性と収益の安定性を維持・確保することを前提として、事業成長のための戦略的投資とのバランスを見極めながら、適切な株主還元を実施していくことを基本方針としております。また、配当政策については、配当性向50%程度を目安としております。

当事業年度の配当につきましては、株主の皆様への機動的な利益還元を図るため、配当性向40%に基づき１株当たり27円の中間配当を実施いたしました。また、期末配当につきましては、上記基本方針に掲げる配当性向50%を目安に増配を実施し、１株当たり40円とさせていただきました。これにより、当事業年度の年間配当金は１株当たり67円（配当性向49.4%）となりました。

2027年８月期以降につきましては、剰余金の配当を行う場合、配当性向50%程度を目安に年間配当総額を決定し、その50%を中間配当額、残りの50%を期末配当額とさせていただく方針としております。

なお、当社は、取締役会決議により毎年２月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	１株当たり配当額 (円)
2026年4月14日 取締役会決議	114	27
2026年11月25日 株主総会決議	169	40

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、取引先、従業員等をはじめとした当社を取り巻く様々なステークホルダーと良好な関係を築き、地域社会に貢献する企業となるべく、経営の健全性並びに透明性の確保に努めることを前提として企業価値を最大化することが不可欠なものと認識しております。そのため、代表取締役社長以下、当社の経営を担う取締役等が自らを律し、コンプライアンス経営を徹底するとともに最適な経営管理体制を構築することを通じて、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。

イ．企業統治の体制とその理由

当社は、経営の透明性・健全性の向上を図り取締役会による意思決定の迅速化を図るとともに、監査役による中立的な監査のもと経営の公正性を確立することにより、効率的な経営システムと経営監視機能が十分に機能するものと判断し、現在の体制を採用しております。また外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有する社外取締役及び社外監査役を選任しております。

(取締役、取締役会)

当社では、取締役会を株主総会に次ぐ経営上の最高意思決定機関と位置づけており、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより当社の経営方針の業務執行上の重要事項を決議し、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、取締役で構成され、議長は代表取締役社長樺山玄基であります。原則として定例取締役会を各月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、書面又は電磁的記録により経営の意思決定を行うことができる旨定款に定めております。

取締役会の構成員である取締役は以下の４名で、うち２名が社外取締役であります。

代表取締役社長　　樺山　玄基
取締役　　田中　佑治
社外取締役　　蓑毛　誠子(現姓：前澤)
社外取締役　　石川　大祐

当事業年度において当社は取締役会を15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	当事業年度の取締役会出席率
代表取締役社長	樺山　玄基	100%(15／15回)
取締役	田中　佑治	100%(15／15回)
社外取締役	蓑毛　誠子(現姓：前澤)	100%(15／15回)
社外取締役	石川　大祐	100%(15／15回)

取締役会における具体的な検討内容として、中期経営計画の策定及び進捗状況の報告、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況の確認、経営課題へのアプローチや事業戦略推進等について、情報交換及び意見交換を行っております。

(監査役、監査役会)

監査役は、株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、監査役で構成され、原則として毎月１回監査役会を開催しており、議長は常勤監査役細矢祐輔であります。

監査役会は、監査役会規程、監査役監査規程に基づき、法令、定款に従い監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査意見を形成してまいります。監査役会の構成員である監査役は以下の３名で、うち２名が社外監査役であります。

常勤監査役　　細矢　祐輔
社外監査役　　森　英之
社外監査役　　髙橋　壮介

(経営会議)

当社は、機動的かつ効率的な経営判断及び業務執行に資することを目的に、代表取締役社長樺山玄基を議長とした、常勤取締役、執行役員及び部長以上の職位で構成される経営会議を原則毎月１回、開催しております。経営会議では経営に関する重要事項の報告・審議を行っており、経営会議に付議された議案のうち、必要なものについては取締役会に上程されます。

(指名報酬委員会)

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年11月の取締役会決議で取締役会の諮問機関として、取締役田中佑治を委員長とする任意の指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会の構成員である取締役は以下３名、監査役は以下１名であり、取締役のうち２名及び監査役は独立社外役員であります。

取締役　　田中　佑治
社外取締役　　蓑毛　誠子(現姓：前澤)
社外取締役　　石川　大祐
社外監査役　　髙橋　壮介

当事業年度において当社は指名報酬委員会を６回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	当事業年度の指名報酬委員会出席率
取締役	田中佑治	100%(６／６回)
社外取締役	蓑毛誠子(現姓：前澤)	100%(６／６回)
社外取締役	石川大祐	100%(６／６回)
社外監査役	髙橋壮介	100%(６／６回)

指名報酬委員会における具体的な検討内容として、取締役の資質や重要な使用人の選任及び解任に関する協議、2025年12月以降の役員報酬並びに取締役の新たな報酬決定プロセスに関する議論等を行い、取締役会に提言を行っております。

(内部監査)

当社の内部監査は、内部監査室の内部監査担当者が担当しております。内部監査担当者は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップを実施して確認しております。

(コンプライアンス委員会)

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、原則として３ヵ月に１回、会議を開催しております。なお、コンプライアンス委員会は当社代表取締役社長樺山玄基を委員長とし、取締役田中佑治、常勤監査役細矢祐輔、執行役員及び部長以上の職位の者で構成されております。コンプライアンス委員会では、法令遵守の状況や事業運営上に関係する法令等に関する業務上の問題点等に対する対応を報告、審議するとともに、会議を通じて法令遵守に関して従業員への教育等を図っております。また、実効性を確保するため、同委員会で確認された問題点や課題について対処しております。従業員の構成員は全部門の役職員より選出しており、社内全体で広く法令遵守意識の向上につながることを企図しております。

(リスク管理委員会)

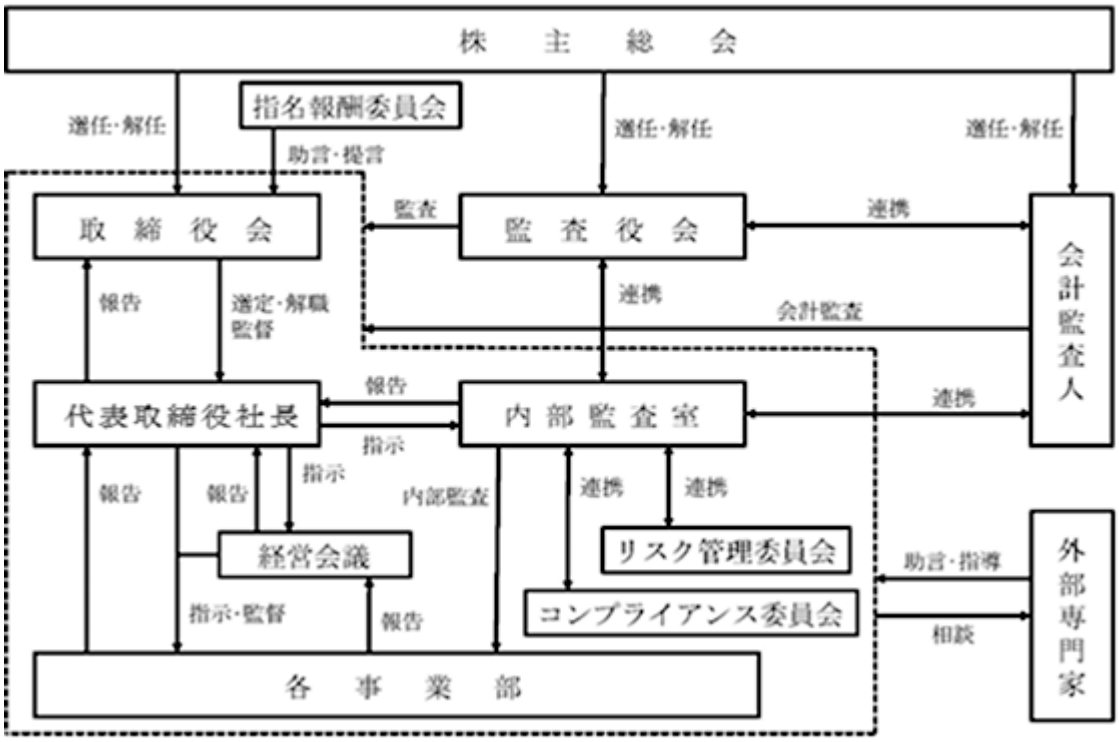
当社は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るためにリスク管理委員会を設置しており、原則として３ヵ月に１回、定期的にリスク対応の進捗状況を検討することにしております。リスク管理委員会は、当社代表取締役社長樺山玄基を委員長とし、取締役田中佑治、常勤監査役細矢祐輔、執行役員及び部長以上の職位の者で構成されております。また、リスク評価に関しては、「リスク評価一覧表」を内部監査室で作成して継続的にモニタリングを行い、「リスク評価報告書」をリスク管理委員会に報告する形式により運用しております。

(会計監査人)

当社は和泉監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

ロ．コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



③　企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査を実施しております。加えて、管理部長、常勤監査役及び顧問弁護士を通報窓口とする公益通報者保護窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反、不正行為に関する通報等について適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

ａ．内部統制システムの整備の状況

１．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月に１回開催することとし、取締役間の情報共有を図ることとしております。また、代表取締役社長が議長を務め、常勤役員及びその他従業員で構成されるコンプライアンス委員会を３ヵ月に１回開催し、従業員への教育を行うことによりコンプライアンスの強化を図っております。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報(株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等)を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査担当者が随時閲覧できる体制を整備しております。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づいて当社における業務を遂行する上でのリスクを分析、識別、予見し、代表取締役社長が議長を務め、常勤役員及びその他従業員で構成されるリスク管理委員会を３ヵ月に１回開催してリスクに迅速に対応する体制を整備しております。

また、経営会議等の会議体において重要事項を適時に共有し、リスクへの対応を迅速に行う体制を構築し、内部監査担当者による内部監査が、リスクを早期に識別し解消を図るための自浄作用の機能を果たしております。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、稟議規程、決裁権限規程、業務分掌規程等により取締役の権限と責任や重要会議体への報告義務を負う範囲等を明確化し、取締役の職務の執行が効率的に行われるように職務を分掌しております。重要事項につきましては、毎月、取締役会の前に開催される経営会議において審議することで、取締役会における迅速かつ適正な意思決定を可能とする体制としております。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査役と協議のうえで同使用人を配置できるものとしております。使用人を設置する場合、同使用人の監査役補助業務については監査役の指揮命令系統下に入るものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。

また、監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役からの指名により決定し、同使用人の人事異動及び考課については監査役の同意を得ることとしております。

６．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告しております。また、常勤監査役は毎月開催される経営会議及び取締役会に出席することにより、取締役及び使用人が重要な事項を報告することができる体制を整備しております。

７．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査役は適宜意見交換を行っております。監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる体制としております。また、監査役の職務の執行に関する費用等について請求があった場合には、当該請求が監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

８．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力対策規程に基づき、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない方針としております。また、必要に応じて警察や弁護士等の外部の専門機関と連携

し、体制の強化を図ってまいります。

b．リスク管理体制の整備の状況

当社では、事業運営上のリスクに関する事項については、毎月開催している経営会議において、各部門責任者より経営陣に報告する体制をとっており、対応を要する事項については同会議において対応方針を決定するとともに、重要性の高い事項については取締役会に上程され、審議する体制を整備しております。

また、３ヵ月に１回開催しているコンプライアンス委員会にて法令遵守の状況や事業運営上に関係する法令等に関する業務上の問題点等に対する対応を報告、審議するとともに、定例の情報伝達の場を通じて法令遵守に関して従業員への教育等を図っております。さらに、３ヵ月に１回開催しているリスク管理委員会において、識別しているリスクとその対応方針及び対応の進捗状況等について報告、審議する体制を構築しております。

c．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d．役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、会計監査人及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずるおそれのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、免責額等の免責事由が定められています。

e．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項に基づき、取締役会の決議をもって取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮し期待される役割を十分に果たすこと等を目的とするものであります。

f．取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨、定款に定めております。

g．取締役及び監査役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

h．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年２月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

i．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定に基づき、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

ｊ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名　女性1名　(役員のうち女性の比率14%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式(株)
代表取締役社長	樺山　玄基	1984年５月２日	2011年９月　㈱永代供養墓普及会入社 2017年８月　㈱日本クレーベスト(現　当社)取締役就任 2017年９月　㈱日本クレーベスト(現　当社)常務取締役就任 2018年８月　㈱日本クレーベスト(現　当社)代表取締役副社長就任 2019年７月　当社代表取締役社長就任(現任)	(注)３	280,000
取締役	田中　佑治	1987年５月９日	2011年２月　有限責任 あずさ監査法人入所 2018年７月　㈱日本クレーベスト(現　当社)監査役就任 2019年７月　当社取締役経営企画室長就任 2020年９月　当社取締役管理部管掌 2026年３月　当社取締役 管理部・寺院開発部・永代供養営業部・マーケティング部 管掌 2026年３月　㈱クラス社外監査役就任（現任） 2026年９月　当社取締役 管理部・経営企画部・寺院開発部・永代供養営業部・マーケティング部管掌（現任）	(注)３	―
取締役	蓑毛　誠子 (現姓：前澤)	1971年５月９日	1997年４月　本間・小松法律事務所(現　本間合同法律事務所)入所(現任) 2018年11月　当社取締役就任(現任) 2019年６月　㈱ミマキエンジニアリング社外取締役就任 2021年６月　㈱ミマキエンジニアリング社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2022年８月　㈱ヒューマンテクノロジーズ社外監査役就任(現任)	(注)３	―
取締役	石川　大祐	1980年４月12日	2005年12月　あずさ監査法人(現　有限責任 あずさ監査法人)入所 2015年７月　石川公認会計士事務所代表就任(現任) 2015年９月　㈱アンドビー代表取締役就任(現任) 2016年６月　㈱アカツキ監査役就任 2018年４月　㈱ヤプリ社外監査役就任(現任) 2024年11月　当社取締役就任(現任)	(注)３	―
常勤監査役	細矢　祐輔	1984年10月11日	2012年６月　勝司法書士法人入所 2016年１月　㈱文鳥社入社 2016年12月　㈱Birdman入社 2020年５月　合同会社すばこ舎設立 2020年９月　当社入社内部監査室長就任 2022年９月　当社監査役就任(現任)	(注)４	―
監査役	森　英之	1962年７月20日	1985年４月　東洋エンジニアリング㈱入社 1989年10月　監査法人朝日新和会計社(現　有限責任 あずさ監査法人)入所 1996年２月　㈱カンズ代表取締役就任(現任) 1996年７月　森公認会計士事務所開業代表就任(現任) 2009年１月　㈱日本クレーベスト(現　当社)監査役就任(現任) 2014年６月　協同組合経営情報システムズ理事就任(現任)	(注)４	―
監査役	髙橋　壮介	1978年８月23日	2004年10月　渥美総合法律事務所(現　渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)入所 2007年５月　弁護士法人御堂筋法律事務所入所 2013年１月　同法人パートナー就任 2015年７月　かなめ総合法律事務所開設代表就任(現任) 2015年９月　㈱JQ社外取締役就任(現任) 2016年５月　いちご投資顧問㈱社外取締役就任(現任) 2018年11月　㈱リアライズコーポレーション社外取締役就任(現任) 2019年11月　当社監査役就任(現任) 2021年６月　㈱リアライズ証券社外取締役就任(現任) 2025年６月　株式会社EPG社外監査役就任(現任) 2026年３月　㈱エフ・コード社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)４	―
計					280,000

(注) １．取締役蓑毛誠子(現姓：前澤)、石川大祐は社外取締役であります。
２．監査役森英之、髙橋壮介は社外監査役であります。
３．任期は、2026年11月25日開催の定時株主総会終結の時から、2028年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

４．任期は、2024年11月28日開催の定時株主総会終結の時から、2028年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

５．当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。提出日現在の執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
執行役員　寺院開発部長	宇賀神　建一
執行役員　管理部長	西藤　亮介
執行役員	実島　健介

② 社外役員の状況

本書提出日現在において、当社の社外取締役は２名、社外監査役は２名であります。

社外取締役については、経営に対して公正・中立な立場から提言を行い、取締役会のガバナンス機能を強化することを目的として選任しております。

社外取締役の蓑毛誠子は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関して幅広い知見があることから、その知識と経験に基づき議案の審議等に関して適宜助言や提言を行っております。なお、同氏と当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は株式会社ヒューマンテクノロジーズの社外監査役を兼任しており、同社と当社との間には、勤怠管理システムの利用に関する取引があります。当該取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、当社と同氏のその他の兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役の石川大祐は、公認会計士の資格を有しているほか、上場企業の役員経験を通じたコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有していることから、その知識と経験に基づき議案の審議等に関して適宜助言や提言を行っております。なお、同氏と当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社と同氏の兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役については、その高い独立性を有する立場から経営の監視機能を発揮することが可能であると考えており、監査役の過半数を社外監査役とすることで、監査役会による監視体制が有効に機能していると判断しております。

社外監査役の森英之は、公認会計士の資格を有しており、企業会計に関して幅広い知見があることから、その知識と経験に基づき議案の審議等に関して適宜助言や提言を行っております。同氏は、当社潜在株式18,000株を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社と同氏の兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役の髙橋壮介は弁護士の資格を有しており、企業法務に関して幅広い知見があることから、その知識と経験に基づき議案の審議等に関して適宜助言や提言を行っております。なお、同氏と当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社と同氏の兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを前提に判断しております。

③　社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役と社外監査役による監督又は監査、監査役による監査と内部監査及び会計監査人による監査は、連携関係を構築することでより高度な企業統治を実現できるものと考えております。

社外取締役は、取締役会において経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に有益な助言等を行っており、内容に応じて内部監査の実施状況の報告を受けるなどしております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、書類等の閲覧をした上で常勤監査役の監査情報を聴取することにより、広い経営的視野から状況の把握に努め、ガバナンスの監視を行っています。また、内部監査担当者並びに会計監査人等からの報告や意見交換等連携を通じて、監査の実効性を高めています。

監査役会、会計監査人による監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については、監査の都度で内部監査担当と監査役との間でミーティングを行い、意見・情報交換を行うこととしております。また、当社は、和泉監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人より金融商品取引法に基づく会計監査を受けておりますが、当該監査法人は社外監査役を含む監査役会へ期初における監査計画の説明や期中・期末における監査の状況及び結果を報告するとともに意見交換等を行い、三様監査の体制のもと、相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役監査につきましては、常勤監査役が経営会議やその他の会議体に出席し、日々の業務執行に対して牽制機能を果たすとともに、業務運営を直接的に把握した上で、原則月１回開催される監査役会において各監査役に情報を共有しております。また、各監査役が取締役会に出席し、取締役会の審議事項に対する見解を述べることを通じて取締役の職務執行の牽制を図っております。さらに、監査役は内部統制システムの構築状況とその運用の適切性を監査項目として監査を実施しており、当該監査が実効性をもって実施されるように監査役会は監査方針や監査計画等を決定しております。

常勤監査役は、取締役会のほか、会社経営上重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。詳細は、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要　② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由　イ．企業統治の体制とその理由」をご参照ください。また、監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。さらに、会計監査人や内部監査担当者との情報及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。

当事業年度において当社は16回の監査役会を開催しており、各監査役の監査役会への出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	細矢　祐輔	16回	16回
社外監査役	森　英之	16回	16回
社外監査役	髙橋　壮介	16回	16回

監査役会における具体的な検討内容として、監査方針及び監査計画の策定、各監査役の監査業務の報告のほか、リスク認識についてのディスカッション、内部監査の実施状況の確認、内部統制システムの整備・運用状況、経営に関するリスクマネジメント状況について、情報交換及び意見交換を行っております。

② 内部監査の状況

内部監査については、内部監査室が内部監査を担当(内部監査責任者１名)しております。内部監査責任者は事業年度末に年度の内部監査計画を作成し、翌事業年度に計画に基づいて内部監査を実施し、内部監査実施結果の報告並びに内部監査指導事項の改善状況の調査及び結果報告を代表取締役社長に行っております。また、監査役会は内部監査責任者より監査計画、監査の内容、監査結果等について適宜報告を受け、情報交換及び意見交換を行っております。

監査役会、内部監査責任者、会計監査人の連携状況(三様監査の状況)としては、定期及び必要な都度の情報共有、意見交換を実施するとともに、内部統制に係わる各部署から必要な情報提供を受けて、内部統制に関する事項について意見交換を行っております。

また、内部監査責任者が監査結果を取締役会に直接報告する仕組みはありませんが、代表取締役社長への報告に加え、必要に応じて取締役会へ出席している監査役会から直接の報告を行っており、内部監査の実効性は確保できていると判断しております。

③　会計監査の状況

イ．監査法人の名称

和泉監査法人

ロ．継続監査期間

2023年８月期以降

ハ．業務を執行した公認会計士

業務執行社員　　石田　真也

業務執行社員　　大橋　徹也

継続関与年数については、全員７年以内であります。

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士４名、その他３名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査公認会計士等を選任するにあたっては、当社の監査役会規程の「会計監査人の選解任に関する決定等」に基づき、会計監査人の職務執行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて確認を行い、判断しております。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対してその会計監査の有効性に関し毎期評価を行っております。

監査役会は、和泉監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。

その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

④　監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
17,500	2,000	17,500	―

(前事業年度)

非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務及びAUP（合意された手続）であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イ．を除く)

該当事項はありません。

ハ．その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の企業規模や業務内容等を勘案し、双方協議の上、監査役会の同意を得て適切に決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等の決定手続、監査計画の内容、過去の監査時間及び実績時間の推移等に照らし、会計監査人の報酬等の額を妥当と判断し、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ．基本方針

株主総会で決議された報酬総額の範囲において、各取締役の個別の役員報酬は「代表取締役に一任」して決定されております。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役会は、代表取締役社長樺山玄基氏に対し各取締役の個別の役員報酬の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当職務、会社業績、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには、それらを最もよく把握している代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当社の取締役の報酬等は、2019年７月１日に開催された臨時株主総会決議により、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とされています。当該決議時の取締役の員数は５名（うち社外取締役３名）であります。

監査役の報酬等は、2019年11月26日に開催された定時株主総会により、年額50百万円以内とされています。当該決議時の監査役の員数は３名（うち社外監査役２名）であります。各監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において監査役間の協議にて決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち非金銭報酬	
取締役(社外取締役を除く)	77,940	77,940	―	―	―	2
監査役(社外監査役を除く)	7,200	7,200	―	―	―	1
社外役員	15,600	15,600	―	―	―	4

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的及び純投資目的以外の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社は、「人と人のこころのつながりをサポートし、社会のこころを豊かにする」という企業理念のもと、寺院と墓地利用者の双方の課題に寄り添う寺院コンサルティング事業を展開しております。当社の事業は、寺院との信頼関係の構築に始まり、永代供養墓の企画・建立、集客、現地での案内・成約、さらには納骨やその後の管理に至るまで、その多くを「人」が担っており、人材こそが当社の競争力の源泉であると考えております。

2026年10月に公表した長期ビジョン「A-tie Vision 2035」において長期的に売上高規模で５倍以上の会社となることを目指しており、中期経営計画「A-tie Plan 2029」ではその足場固めを行う予定であることから、その土台となる経営基盤の強化の一環として、人材の確保・育成を前倒しで進めることとしております。当社では、次の３点を人材戦略の柱とし、あわせて④のとおり従業員の給与等の決定に関する方針を定めております。

① お客様に寄り添う顧客対応人材の確保と育成

当社の永代供養墓の販売においては、お客様一人ひとりの想いや終活に関するお悩みに寄り添う「寄添い型」の対応が成約の要となっております。既存の利用者からの紹介による成約が増加傾向にあることも、こうした対応にご満足いただいている表れであると考えております。開苑寺院の増加や、ネット完結型販売をはじめとする販売チャネルの多様化に合わせて、現地スタッフやコールセンター、Web対応等の顧客接点を担う人材を継続的に確保するとともに、AIを活用したオンライン研修等を通じて対応品質を標準化し、全体の底上げを図ってまいります。

② 高付加価値人材の確保と組織体制の強化

上場後の事業規模の拡大と、周辺事業をはじめとする新たな領域への展開に対応するため、ウェブマーケティング、AI推進、法務・財務・内部統制等の専門機能を担う高付加価値人材の確保を進めております。既に一部で導入しているジョブ型雇用を全面的に展開し、主要な職務内容と必要なスキルを明確化することで、専門性の高い人材を的確に採用・配置してまいります。あわせて、本社管理機能の細分化・専門化を進め、属人性に頼ることなく組織としての能力を高めるとともに、AIエージェント機能の活用により定型業務を効率化し、人材がより創造的かつ戦略的な業務に注力できる環境を整備してまいります。

③ 挑戦と成長を後押しする組織風土の醸成

行動指針として掲げる「向上力」「協調力」「傾聴力」「ワクワク力」及び人材マネジメントポリシーに基づき、従業員が自ら進んで課題解決に取り組む組織風土づくりを進めております。また、社長通信や社員総会、パルスサーベイ、なんでも相談室等を通じて、経営と従業員、従業員同士の対話の機会を設け、風通しのよい職場環境の維持・向上に努めております。詳細は、「第２　事業の状況　２　サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) 戦略」をご参照ください。

④ 従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針

当社は、各等級に求めるコンピテンシーと成果に基づく人事評価制度を運用し、その結果を給与及び賞与に反映しております。賞与は会社業績と連動させたうえで、全社目標・部門目標・個人目標の達成度に応じて決定しております。今後は成果に基づく評価をさらに徹底し、成果と貢献度に応じたメリハリのある報酬体系へ移行することで、優秀な人材への報奨を強化し、エンゲージメント及び定着率の向上を図ってまいります。

給与水準については、世間水準や採用市場の動向を踏まえて適宜見直しを行い、一時的な手当ではなく昇給等による恒常的な処遇改善を基本としております。また、現地スタッフをはじめとするパートタイマー等についても、業績に応じたインセンティブを支給しております。加えて、役員及び従業員に対して新株予約権を付与し、企業価値向上の成果を従業員と共有できる仕組みとしております。

(2) 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年８月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
55(90)	40.6	5.0	7,347,013	8.1

(注) １．当社は寺院コンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメント別の従業員数を記載しておりません。
２．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む)は、年間の平均人員を(　)外数で記載しております。
３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度				補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%）（注１）	労働者の男女の賃金の額の差異（%）（注２）			
	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
7.1	55.2	61.8	81.0	－

（注）１．管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合は、2026年８月31日現在の数値であります。
２．労働者の男女の賃金の額の差異は、当事業年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）における男性の　　平均年間賃金に対する女性の平均年間賃金の割合であります。算定対象は、当事業年度を通じて在籍し、賃金が満額支給された労働者としております。なお、パート・有期労働者のうち、所定労働時間が週40時間未満の労働者については、週40時間を１人として人員数を換算しております。
３．男性労働者の育児休業取得率については、育児・介護休業法に基づく公表義務の対象外であり、女性活躍推進法に基づく公表も行っていないため、記載を省略しております。

第５ 【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度(2025年９月１日から2026年８月31日まで)の財務諸表について、和泉監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、外部研修等への参加や社内研修を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,054,560	2,164,619
売掛金	2,953	12,185
貯蔵品	13,692	14,853
前払費用	34,207	24,818
その他	10,602	223
流動資産合計	2,116,015	2,216,700
固定資産		
有形固定資産		
建物	41,653	51,020
減価償却累計額	△25,317	△33,450
建物（純額）	16,336	17,570
構築物	76	426
減価償却累計額	△76	△93
構築物（純額）	－	332
機械装置及び運搬具	1,000	1,000
減価償却累計額	△37	△250
機械装置及び運搬具（純額）	963	749
工具、器具及び備品	43,168	51,914
減価償却累計額	△33,760	△40,423
工具、器具及び備品（純額）	9,407	11,490
リース資産	5,807	16,425
減価償却累計額	△1,935	△4,421
リース資産（純額）	3,871	12,003
有形固定資産合計	30,578	42,145
無形固定資産		
ソフトウエア	4,794	2,629
ソフトウエア仮勘定	550	3,740
リース資産	1,939	1,108
無形固定資産合計	7,283	7,478
投資その他の資産		
長期前払費用	1,438,652	1,642,696
繰延税金資産	139,912	189,601
その他	178,836	114,478
貸倒引当金	△30,268	－
投資その他の資産合計	1,727,133	1,946,775
固定資産合計	1,764,995	1,996,399
資産合計	3,881,011	4,213,100

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	82,613	10,514
リース債務	1,979	3,624
未払金	176,917	175,620
未払費用	26,609	30,810
未払法人税等	103,479	208,703
未払消費税等	16,972	66,258
前受金	11,783	―
賞与引当金	142,917	116,829
移設支援費用引当金	20,250	20,000
株主優待引当金	―	8,745
その他	4,840	6,457
流動負債合計	588,364	647,562
固定負債		
リース債務	4,422	11,660
長期前受収益	9,058	9,058
長期預り金	104,606	101,494
役員退職慰労引当金	12,506	12,506
固定負債合計	130,594	134,720
負債合計	718,958	782,282
純資産の部		
株主資本		
資本金	164,092	165,598
資本剰余金		
資本準備金	144,092	145,598
資本剰余金合計	144,092	145,598
利益剰余金		
利益準備金	5,000	5,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,848,867	3,114,619
利益剰余金合計	2,853,867	3,119,619
株主資本合計	3,162,052	3,430,817
純資産合計	3,162,052	3,430,817
負債純資産合計	3,881,011	4,213,100

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
売上高	※1 2,929,212	※1 3,440,171
売上原価	934,272	1,101,781
売上総利益	1,994,939	2,338,389
販売費及び一般管理費	※2 1,281,688	※2 1,471,130
営業利益	713,250	867,258
営業外収益		
受取利息	2,931	4,922
補助金収入	4	4
還付加算金	―	83
貸倒引当金戻入額	―	30,268
受取和解金	―	18,527
その他	654	679
営業外収益合計	3,589	54,484
営業外費用		
支払利息	10	42
社債利息	68	―
株式交付費	6,199	―
上場関連費用	4,750	―
雑損失	35	61
営業外費用合計	11,063	103
経常利益	705,777	921,639
特別損失		
減損損失	※3 61,789	※3 110,305
特別損失合計	61,789	110,305
税引前当期純利益	643,987	811,334
法人税、住民税及び事業税	196,556	286,128
法人税等調整額	△9,927	△49,688
法人税等合計	186,628	236,440
当期純利益	457,358	574,893

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日) 金額(千円)	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日) 構成比(%)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日) 金額(千円)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日) 構成比(%)
Ⅰ　材料費		62,699	6.7	84,277	7.6
Ⅱ　労務費		240,238	25.7	259,824	23.6
Ⅲ　経費	※	631,334	67.6	757,679	68.8
当期売上原価		934,272	100.0	1,101,781	100.0

(注) ※　主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
長期前払費用償却(千円)	308,437	424,904
広告宣伝費(千円)	275,657	291,670

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	－	－	－	2,516,508	2,516,508	2,536,508	2,536,508
当期変動額								
新株の発行	144,092	144,092	144,092				288,185	288,185
剰余金の配当					△120,000	△120,000	△120,000	△120,000
利益準備金の積立				5,000	△5,000	－	－	－
当期純利益					457,358	457,358	457,358	457,358
当期変動額合計	144,092	144,092	144,092	5,000	332,358	337,358	625,544	625,544
当期末残高	164,092	144,092	144,092	5,000	2,848,867	2,853,867	3,162,052	3,162,052

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	164,092	144,092	144,092	5,000	2,848,867	2,853,867	3,162,052	3,162,052
当期変動額								
新株の発行	1,506	1,506	1,506				3,012	3,012
剰余金の配当					△309,141	△309,141	△309,141	△309,141
当期純利益					574,893	574,893	574,893	574,893
当期変動額合計	1,506	1,506	1,506	－	265,752	265,752	268,764	268,764
当期末残高	165,598	145,598	145,598	5,000	3,114,619	3,119,619	3,430,817	3,430,817

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	643,987	811,334
減価償却費	19,067	20,508
長期前払費用償却額	308,437	424,904
減損損失	61,789	110,305
貸倒引当金の増減額（△は減少）	－	△30,268
賞与引当金の増減額（△は減少）	18,375	△26,088
移設支援費用引当金の増減額（△は減少）	△3,600	△250
株主優待引当金の増減額（△は減少）	－	8,745
受取利息	△2,931	△4,922
支払利息及び社債利息	78	42
受取和解金	－	△18,527
補助金収入	△4	△4
株式交付費	6,199	－
上場関連費用	4,750	－
売上債権の増減額（△は増加）	9,483	△9,232
仕入債務の増減額（△は減少）	2,272	254
前払費用の増減額（△は増加）	△21,349	9,389
未払金の増減額（△は減少）	51,933	△2,286
未払費用の増減額（△は減少）	952	4,200
長期預り金の増減額（△は減少）	△3,996	△3,111
未払又は未収消費税等の増減額	△49,942	49,285
その他	6,160	3,644
小計	1,051,664	1,347,923
利息の受取額	2,931	4,922
利息の支払額	△78	△42
和解金の受取額	－	79,064
補助金の受取額	4	4
法人税等の支払額	△292,097	△178,225
営業活動によるキャッシュ・フロー	762,423	1,253,646
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	－	△400,000
有形固定資産の取得による支出	△14,866	△21,912
無形固定資産の取得による支出	△1,225	△2,900
長期前払費用の取得による支出	△817,062	△809,849
その他	9,075	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△824,079	△1,234,661
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の償還による支出	△10,000	－
上場関連費用の支出	△4,750	－
リース債務の返済による支出	△1,976	△2,796
株式の発行による収入	281,986	3,012
配当金の支払額	△120,000	△309,141
財務活動によるキャッシュ・フロー	145,260	△308,925
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	83,604	△289,940
現金及び現金同等物の期首残高	1,970,955	2,054,560
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,054,560	※ 1,764,619

【注記事項】

(重要な会計方針)

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物	定額法
構築物	定額法
機械装置及び運搬具	定率法
工具、器具及び備品	定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	２～24年
構築物	15年
機械装置及び運搬具	９年
工具、器具及び備品	４～８年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．長期前払費用

主として永代供養墓の建立費用であり、効果の及ぶ期間を見積り定額法(５年)を採用しております。

４．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、2021年２月16日の取締役会決議をもって役員退職慰労金の積立てを停止しており、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金の積立てを行っていた期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

(4) 移設支援費用引当金

提携していた寺院の墓地の移設に関する支援費用の支出に備えるため、支出の見込額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

6．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

寺院コンサルティング事業は、寺院の委託により、永代供養墓の募集代行、販売代理代金回収業務及び墓地使用許可書の発行に関するサービスの提供が履行義務であり、使用許可書の発行が完了した一時点において、代理人取引として純額で収益を認識しております。

7．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1．寺院等に係る長期前払費用等の減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
寺院等に係る長期前払費用等	1,453,911	1,660,872
減損損失	61,789	110,305

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、管理会計上の単位である提携寺院を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングをしております。また、本社等の事務所については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。ただし、将来の収入の不確実性が高い資産グループに係る資産の帳簿価額の回収可能性については、使用価値を零とし、帳簿価額を減損損失として特別損失に計上することとしております。

② 主要な仮定

資産または資産グループごとの将来キャッシュ・フローを見積もるにあたっての主要な仮定は、将来の永代供養墓利用者の成約額や広告宣伝費、人件費等の予測であります。将来の永代供養墓利用者の成約額や広告宣伝費、人件費については、過去実績などをもとに見積っております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は、事業戦略の変更や経済的な外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年１月９日）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年１月９日）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首より適用予定であります。

(損益計算書関係)

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24%、当事業年度27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度76%、当事業年度73%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
広告宣伝費	231,982千円	308,360千円
役員報酬	80,040	100,740
給料手当	269,556	299,766
賞与引当金繰入額	118,432	102,981
減価償却費	19,067	20,508
株主優待引当金繰入額	－	8,745

※３　減損損失

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

当事業年度においては、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
福岡県	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	31,644
佐賀県	事業用資産	工具、器具及び備品 長期前払費用	30,144

当社は、管理会計上の単位である提携寺院を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングをしております。また、本社等の事務所については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。ただし、将来の収入の不確実性が高い資産グループに係る資産の帳簿価額の回収可能性については、使用価値を零とし、帳簿価額を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度において営業活動から生じる利益が継続してマイナスとなっている、あるいは継続してマイナスとなる見込みの資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額61,789千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物379千円、工具、器具及び備品281千円及び長期前払費用61,129千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが、将来のキャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、帳簿価額全額を減損損失としており、割引計算は行っておりません。

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

当事業年度においては、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
埼玉県	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	38,243
神奈川県	事業用資産	建物 長期前払費用	30,998
熊本県	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	23,673
埼玉県	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	17,389

当社は、管理会計上の単位である提携寺院を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングをしております。また、本社等の事務所については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。ただし、将来の収入の不確実性が高い資産グループに係る資産の帳簿価額の回収可能性については、使用価値を零とし、帳簿価額を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度において営業活動から生じる利益が継続してマイナスとなっている、あるいは継続してマイナスとなる見込みの資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額110,305千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物1,307千円、工具、器具及び備品450千円及び長期前払費用108,547千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが、将来のキャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、帳簿価額全額を減損損失としており、割引計算は行っておりません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	4,000,000	231,000	―	4,231,000
合計	4,000,000	231,000	―	4,231,000
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

(注)　普通株式の発行済株式数の増加231,000株は、2025年６月26日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資による増加204,000株及び新株予約権の行使による増加27,000株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第１回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	(注)１.
第２回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	(注)１.
第３回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	(注)１.
第４回ストックオプションとしての新株予約権(注)２.	―	―	―	―	―	(注)１.
合計	―	―	―	―	―	―

(注)　１．当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は０円であるため、当事業年度末残高はありません。
２．第４回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月28日定時株主総会	普通株式	120,000	30	2024年８月31日	2024年11月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	194,626	46	2025年８月31日	2025年11月28日

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	4,231,000	15,500	―	4,246,500
合計	4,231,000	15,500	―	4,246,500
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

(注)　普通株式の発行済株式数の増加15,500株は、新株予約権の行使による増加15,500株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第２回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	(注)
第３回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	(注)
第４回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	(注)
合計	―	―	―	―	―	―

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は０円であるため、当事業年度末残高はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月27日 定時株主総会	普通株式	194,626	46	2025年８月31日	2025年11月28日
2026年４月14日 取締役会	普通株式	114,515	27	2026年２月28日	2026年５月８日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	169,860	40	2026年８月31日	2026年11月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
現金及び預金勘定	2,054,560千円	2,164,619千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	―	△400,000
現金及び現金同等物	2,054,560	1,764,619

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は必要な資金を主に自己資金により賄っております。また、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)に晒されておりますが、個々の金額は少額であり、また、回収期間が短期間であることからリスクは限定的です。

営業債務である買掛金、未払金並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスク(支払期日に支払いを実現できなくなるリスク)に晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

営業債務である長期預り金は、顧客が「終活」の一環として没後の葬儀に備えて生前において準備し当社に預け入れた葬儀に関する費用の額であり、流動性リスク(支払期日に支払いを実現できなくなるリスク)に晒されております。

ファイナンス・リース取引に係る債務は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。リース債務の返済期間は最長で7年となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、取引先に対する売掛金が発生した場合には、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、手許流動性について早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年８月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース債務(※４)	6,401	6,248	△153
負債計	6,401	6,248	△153

(※１) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※２) 売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※３) 長期預り金(帳簿価額104,606千円)については、葬儀の実施時期を合理的に見積もることが困難であるため、上記の表に含めておりません。

(※４) 一年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

当事業年度(2026年８月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース債務(※４)	15,284	14,561	△723
負債計	15,284	14,561	△723

(※１) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※２) 売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※３) 長期預り金(帳簿価額101,494千円)については、葬儀の実施時期を合理的に見積もることが困難であるため、上記の表に含めておりません。

(※４) 一年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注１) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,054,560	―	―	―
売掛金	2,953	―	―	―
合計	2,057,513	―	―	―

当事業年度(2026年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,164,619	―	―	―
売掛金	12,185	―	―	―
合計	2,176,805	―	―	―

(注２)　リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(2025年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
リース債務	1,979	1,981	1,372	1,068	－	－
合計	1,979	1,981	1,372	1,068	－	－

当事業年度(2026年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
リース債務	3,624	3,025	2,731	1,673	1,683	2,545
合計	3,624	3,025	2,731	1,673	1,683	2,545

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位がもっとも低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年８月31日)

	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース債務	－	6,248	－	6,248
負債計	－	6,248	－	6,248

当事業年度(2026年８月31日)

	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース債務	－	14,561	－	14,561
負債計	－	14,561	－	14,561

(注)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債務

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
決議年月日	2018年８月10日	2019年７月25日	2020年８月31日	2024年４月15日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　６名	当社取締役　３名 当社監査役　２名 当社従業員　18名	当社取締役　１名 当社監査役　１名 当社従業員　26名	当社監査役　１名 当社従業員　18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式　39,000株	普通株式　98,500株	普通株式　34,500株	普通株式　15,250株
付与日	2018年８月10日	2019年９月20日	2020年９月１日	2024年４月16日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　① ストックオプション制度の内容　第２回新株予約権」に記載の権利確定条件と同様であります。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2020年８月11日 至　2028年８月10日	自　2021年７月26日 至　2029年７月25日	自　2022年９月１日 至　2030年８月31日	自　2026年４月16日 至　2034年４月15日

(注) 1．株式数に換算して記載しております。
2．2021年３月３日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2021年４月２日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割後の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年８月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
決議年月日	2018年８月10日	2019年７月25日	2020年８月31日	2024年４月15日
権利確定前　　(株)				
前事業年度末	－	－	－	14,500
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	14,500
未確定残	－	－	－	－
権利確定後　　(株)				
前事業年度末	1,800	38,100	23,350	－
権利確定	－	－	－	14,500
権利行使	1,800	10,700	3,000	－
失効	－	900	1,000	500
未行使残	－	26,500	19,350	14,000

(注) 2021年３月３日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2021年４月２日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割後の株式数で記載しております。

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
決議年月日	2018年８月10日	2019年７月25日	2020年８月31日	2024年４月15日
権利行使価格　　(円)	105	182	292	1,316
行使時平均株価　(円)	2,506	3,094	2,658	－
付与日における公正な評価単価　(円)	－	－	－	－

(注) 2021年３月３日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2021年４月２日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、上記権利行使価格は分割後の価格で記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において当社は株式を上場していないため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、第１回から第３回までは純資産価額方式、第４回はＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）で算出しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

121,565 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

42,579 千円

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,217千円	10,336千円
減損損失	29,513	50,950
減価償却超過額	33,087	66,004
役員退職慰労引当金	3,942	3,942
賞与引当金	43,761	36,824
移設支援費用引当金	6,200	6,304
前受収益	2,855	2,855
貸倒引当金	9,540	―
その他	8,794	12,383
繰延税金資産小計	139,912	189,601
評価性引当額	―	―
繰延税金資産合計	139,912	189,601
繰延税金資産の純額	139,912	189,601

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.5
住民税均等割	2.1	1.9
留保金課税	1.7	0.4
法人税額の特別控除額	△4.7	△3.1
税率変更による影響	△0.3	△0.4
その他	△0.7	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0	29.1

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、寺院コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、注記の記載を省略しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針)「6．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

項目	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	12,437千円	2,953千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,953	12,185
契約負債(期首残高)	16,685	20,841
契約負債(期末残高)	20,841	9,058

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表において「売掛金」と表示しております。

契約負債は、顧客からの前受金であり、貸借対照表において前受金及び長期前受収益に計上しております。当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、11,783千円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から当事業年度に認識した収益(主に取引価格の変動)の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、寺院コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、寺院コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
１株当たり純資産額	747.35円	807.92円
１株当たり当期純利益	113.22円	135.60円
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	110.61円	133.73円

(注) １．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、当社は、2025年６月26日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から前事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

２．１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
１株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	457,358	574,893
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	457,358	574,893
普通株式の期中平均株式数(株)	4,039,717	4,239,512
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	―	―
普通株式増加数(株)	94,999	59,263
(うち新株予約権(株))	(94,999)	(59,263)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	―	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額(千円)	当期償却額(千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	41,653	10,674	1,307 (1,307)	51,020	33,450	8,132	17,570
構築物	76	350	－	426	93	17	332
機械装置及び運搬具	1,000	－	－	1,000	250	213	749
工具、器具及び備品	43,168	9,195	450 (450)	51,914	40,423	6,662	11,490
リース資産	5,807	10,617	－	16,425	4,421	2,486	12,003
有形固定資産計	91,705	30,838	1,757 (1,757)	120,786	78,640	17,513	42,145
無形固定資産							
ソフトウエア	21,971	－	－	21,971	19,341	2,164	2,629
ソフトウエア仮勘定	550	3,190	－	3,740	－	－	3,740
リース資産	9,311	－	－	9,311	8,203	831	1,108
無形固定資産計	31,832	3,190	－	35,022	27,544	2,995	7,478
長期前払費用	2,773,695	737,495	108,547 (108,547)	3,402,642	1,759,946	424,904	1,642,696

(注) 1．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
長期前払費用　永代供養墓建立費　737,495千円
2．「当期減少額」欄の(　)内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
１年以内に返済予定のリース債務	1,979	3,624	0.36	―
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)	4,422	11,660	0.52	2027年９月～ 2033年２月
合計	6,401	15,284	―	―

(注) １．平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．リース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
リース債務	3,025	2,731	1,673	1,683

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	30,268	―	―	30,268	―
賞与引当金	142,917	116,829	142,917	―	116,829
役員退職慰労引当金	12,506	―	―	―	12,506
移設支援費用引当金	20,250	―	250	―	20,000
株主優待引当金	―	8,745	―	―	8,745

(注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、債権の回収による減少であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	410
預金	
普通預金	1,763,396
別段預金	287
振替貯金	525
定期預金	400,000
小計	2,164,209
合計	2,164,619

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
宗教法人　浄安寺	4,978
宗教法人　達磨寺	3,530
宗教法人　大信寺	3,456
株式会社鎌倉新書	125
その他	96
合計	12,185

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
2,953	149,232	139,999	12,185	92.0	18.5

ハ．貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
墓誌等	13,711
その他	1,141
合計	14,853

② 負債の部

イ．買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アトミ	4,157
株式会社アースネット	3,313
株式会社菊池字彫	1,676
いずみ産業株式会社	671
有限会社青光興業	352
その他	343
合計	10,514

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

		中間会計期間	当事業年度
売上高	(千円)	1,652,144	3,440,171
税引前中間(当期)純利益	(千円)	328,068	811,334
中間(当期)純利益	(千円)	228,959	574,893
１株当たり中間(当期)純利益	(円)	54.06	135.60

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３ヵ月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日 毎年８月末日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 ― 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 https://a-tie.co.jp/
株主に対する特典	毎年８月末日現在の株主名簿に記載された、当社株式を200株以上保有する株主を対象として、保有株数に応じて、次のとおりポイントを進呈しております。 保有株数：進呈ポイント数 200株～299株：3,000 300株～599株：6,000 600株～999株：13,000 1,000株～：15,000 進呈されたポイントは、「エータイ・プレミアム優待倶楽部」において、食品、電化製品、体験ギフト等の商品と交換できるほか、他のプレミアム優待倶楽部導入企業の優待ポイントと合算可能な共通株主優待コイン「WILLsCoin」に交換することができます。 なお、ポイントは、翌年８月末日の株主名簿に同一株主番号で連続２回以上記載され、かつ、200株以上を継続保有している場合に限り、最大１回まで繰り越すことができます。株主番号が変更された場合、当該ポイントは失効し、繰り越すことはできません。

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度　第21期(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)　2025年11月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年11月28日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書
事業年度　第22期中(自　2025年９月１日　至　2026年２月28日)　2026年４月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書
2025年11月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月26日

株式会社エータイ
　取締役会　御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　真　也

業務執行社員　公認会計士　大　橋　徹　也

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エータイの2025年９月１日から2026年８月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エータイの2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

寺院等に係る長期前払費用等の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社エータイ（以下「会社」という。）の当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用がそれぞれ42,145 千円、7,478 千円及び1,642,696 千円計上されている。注記事項「(重要な会計上の見積り) 寺院等に係る長期前払費用等の減損損失」に記載されているとおり、このうち1,660,872 千円は寺院等に関するものであり、総資産の39.4%を占めている。 また、注記事項「(重要な会計上の見積り) 寺院等に係る長期前払費用等の減損損失」及び「(損益計算書関係) ※３ 減損損失」に記載されているとおり、当事業年度において110,305 千円の減損損失を計上している。 これらの長期前払費用等は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。会社は、減損損失の認識の要否の判定における資産のグルーピングを提携寺院単位としている。 注記事項「（重要な会計上の見積り）寺院等に係る長期前払費用等の減損損失」及び「（損益計算書関係）※３ 減損損失」に記載のとおり、当事業年度においては、一部の資産グループについて、営業活動から生じる利益が継続してマイナスになっている、あるいは継続してマイナスとなる見込みであることから減損の兆候があると判断され、減損損失の認識の要否の判定が行われている。 当該減損損失の認識の要否の判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された翌事業年度の予算を基礎としている。当該予算が策定されている期間を超える期間については、過去の趨勢等に基づいた将来の永代供養墓利用者の成約額見込等の不確実性が高い仮定が使用されており、これらの判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、寺院等に係る長期前払費用等の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、寺院等に係る長期前払費用等の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に将来キャッシュ・フローの基礎となる翌事業年度の予算策定プロセスに焦点を当てた。 (2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌事業年度の予算策定に当たって使用された主要な仮定の適切性を検討するため、当該主要な仮定の根拠について経営者に対して質問したほか、帳簿価額の金額的重要性等を考慮して選定した寺院を対象に、主に以下の手続を実施した。 ・翌事業年度の予算策定にあたって使用されている成約額見込等に関して、その達成可能性について営業部門責任者及びマーケティング部門責任者に対して質問した。 ・当監査法人が独自に入手した対象寺院が所在する市区町村の人口データ等との比較を行い、経営者の見積りの仮定との整合性を確認した。 ・過去の予算の達成状況及び差異の原因についての検討結果等を踏まえて、会社の作成した事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の、将来キャッシュ・フローの見積りに与える影響について検討した。 ・翌事業年度の予算の前提となる月次予算のうち、期末翌月である2026年９月度の予算と実績を比較し、期末日以降の経営環境の悪化等により主要な仮定に変化が生じていないことを評価するとともに、経営者による予算策定の精度を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。